

## 第2章 鷹栖、大島地区地主層と他産業との関連

礪波地方は、幕藩時代以来、加賀藩の穀倉と称せられた米作地帯であり、とくに鷹栖村は、この礪波地方にあつても、加賀藩で一二をあらそう大きな草高（3,700石）の村であつた。この鷹栖村は明治期に入つても、豊かな米作を誇り、とくに日清戦争前後から、明治40年代にかけては、活気にみちた村であり、大地主たちは積極的に他産業に乗り出していつた。明治時代の鷹栖村の地主で、村の政治、経済、社会、文化の各方面において決定的な役割を演じたのは、村内最大の地主大矢四郎兵衛であつた。大矢は、たんに鷹栖村を代表する大地主であつたのみならず、彼の社会的活動は、全礪波的規模のものであつたし、また政治家としては、県会議員、県会議長、また衆議院議員（当選四回）として、その活動は、全県的に顕著なものがあつた。

この大矢四郎兵衛の運命をかけての大事業は、明治26年に発案され、29年6月に着工し、31年1月に城端—高岡間が開通し、ついに33年には高岡—伏木間が完通した中越鉄道敷設の事業であつた。鷹栖村随一の大地主、大矢は、この中越鉄道に彼の運命をかけ、かつこのために私財をなげうち、没落する悲劇の主人公の役割を演ずるのである。この中越鉄道の城端—高岡間の敷設は、西から延びてきた官営の北陸鉄道の富山県の福岡、高岡までの開通が、明治31年11月のことであるから、それよりも早い開通をみたわけであり、当時としては、驚異的な出来事であつた。この中越鉄道敷設のために大矢四郎兵衛は、彼のすべてをかけるのであるが、この事業はたんに鷹栖村の大矢一人の事業ではなかつた。

明治26年9月、出町での最初の協議会において、挙げられた発起人の32名は、当時における礪波地方を代表する大地主たちを集めているし、また高岡、伏木の有力者（大商人、大地主）も名をつらねている。実に中越鉄道敷設は、全礪波と高岡、伏木の政治、経済上の代表者たちの力を結集しての、大事業であつた。この大事業において、当時における地主の他産業との関連の一つの典型的事例をみる事ができるのである。

中越鉄道敷設のこの時期は、ちょうど日清戦争前後の、日本資本主義にとつての第一次産業革命の時期であつたが、この時期において、礪波地方では、県下の他地方をこえる規模で、井波、城端、福野、出町、鷹栖、戸出、福岡の各町村で、いくつかの地方銀行が統出している。これらの地方銀行のうちで、最大規模のものは、明治27年に出町において設立された株式会社中越銀行であつた。出町は、地理的にほぼ全礪波の中央に位するところにあり、この中越銀行の発起人の大半がまた、中越鉄道の発起人32名の中にその名を見出すことができる。つまり、中越銀行の発起人たちも、礪波地方の代表的大地主たちであつた。中越銀行以外の、井波、城端、福野、鷹栖、戸出、福岡の

各町村に設立された諸銀行の発起人たちも、当時の各町村の代表的な大地主、大商人またはマニユファクチャ経営主たちであつた。

これら地方銀行は、それぞれの町村の経済力を背景として、生れたのであり、かつまた、それぞれの町村の産業のいつその発展のために設立されたものであつた。これら町村のうち、とくに山ろくに位置する城端、井波、福野、福光などは、当時における県下の先進的な織物業地帯であり、数多くのうち、小マニユファクチャ工場が経営されていた。これらマニユファクチャ工場の経営者、またはそれへの投資者として地主者はいかなる役割をはたしていたか、この点も興味ある課題である。

こうして、日清戦争前から、とくに戦後の礪波地方は、農業においては県下最大の穀倉であつたし、また当時の主要工業としての織物業（生糸、絹、麻、綿、織物業）においても、他地方に優越する位置を占めていたのであり、農工をつうじての、全県下の先進地帯であつた。この先進地帯、礪波地方の代表的な町村である、城端、福光、福野、出町、戸出を、当時の県経済の中心地である商業都市高岡および伏木港に直結するものとして、敷設されたのが、中越鉄道であつた。

ところで、礪波地方と高岡市および伏木港の経済的關係は、いかなるものであつたか。

当時の県経済の死命を制する重要産業であつたのは農業であつたし、また富山県農業にとつては、極言すれば、米作こそが、そのすべてであつたといえる。その点は、県最大の穀倉であつた礪波地方にとつては、なおさら痛切であつた。この礪波地方の年々の米の価格は、高岡米商会所において投機的に決定されていたのであり、また、米の県外輸出は伏木港からであつた。逆にまた、米作のための肥料として、当時は、最大の比重を占めていたにしんは、速く北海道から、伏木港に輸入され、ここから高岡の肥料取引所にはこぼれ、ここで価格決定がなされて、高岡の肥料問屋をとおして、礪波地方、また射水地方に販売されたのである。

こうして、礪波地方、また射水地方の農村は、高岡の米、肥料商会所を支配する高岡商人たちによつて、その米と肥料を完全に掌握されていたのである。この礪波地方と高岡、伏木を直結するものとして、中越鉄道が敷設されたのであり、またこの鉄道は、当時の県工業の先進地帯としての、礪波地方の山ろくの井波、城端、福光、福野らの織物を、高岡、伏木に結ぶ意味をもつていたのである。

以上のことが、本稿において、鷹栖村の地主制の推移と他産業との関連を追求する場合、分析が、鷹栖村を含む全礪波地方と、高岡、伏木との關係にまで、及ぼさざるをえないゆえんである。

次に大島村と高岡、伏木との關係はどうか。

大島村の地主制の推移と他産業との関連を追求するとき、ここでは、鷹栖村の場合とは異つて、

地主の他産業への進出は、特殊な例外をのぞいては、皆無であつたといつてよい。次に大島村の場合、これまた鷹栖村とは異つて、不在地主の数が多く、その数と土地所有規模は、ほぼ村内地主に匹敵するほどのものであつた。この不在地主の大半は、高岡市およびその周辺の地主たちであること、この点において、まず、大島村と高岡市との密接な関係をみることができる。上述のごとく、ここでは、地主側の他産業への進出は、まづたくの例外であつたとみてよいが、一方、農民側の副業として、最大の比重を占めていたのは、売薬売子としての出稼であつた。売薬売子たちは、小杉と高岡の売薬元締の売子として、出稼にでたのであるが、高岡での著名な元締は、高岡の代表的大商人、大地主であつた菅野伝右エ門であつた。

こうして、大島村と高岡市との関係は、大島村は、米、肥料の価格決定と売買において、高岡商人に掌握されていたという点においては、礪波地方と同様であつたが、礪波地方と異なる特殊性としては、大島村の農民たちは不在地主としての高岡商人、地主に支配され、かつ、売薬売子としても、高岡の売薬の元締たちの支配下にあつたわけである。したがつて、大島村の場合も、鷹栖村以上に、高岡との関係を無視しては、その経済を語りえないのである。

以上の点からして、本稿では、第2章では、昨夏の実態調査にもとづいて、鷹栖、大島両村の地主層の推移と他産業との関連を、両村における資料、聞き取り調査の点において追求し、その上での両村の発展段階の相違を検討したい。なお、鷹栖村の場合は、特殊な地主・小作関係としての、永小作権問題を、その確立の過程において、決定的な役割をはたした、大地主、大矢四郎兵衛と小作指導者、萩原正清の複雑、微妙な関係をめぐつて、検討する。

第3章では、対象の時期を、明治時代、とくにその後半期に限定して、礪波地方の地主制と他産業との関連を、高岡、伏木との関係において追求しようとするものである。とくに、それを中越鉄道敷設問題を中心として、検討したい。ただ、第3章は、第2章と異つて、まだ、ほとんど実態調査がなされていないので、主として文献による分析であり、なお、まづたく試論の域をでないものである。

## 第1節 地主層の土地所有規模の推移

### 1項 鷹栖地区

#### 2-1 鷹栖村地主制の推移

	文化5年 (1808)	万延元年 (1861)	明治8年 (1876)	明治25年	明治32年	明治末	大正中期	大正末 昭和初	昭和6年	昭和12 13年	農地改 革前
大矢四郎兵衛	石斗升 205.60	石斗升 241.36	石斗升 248.10	歩 495	反 296.81	反 22.33	反	反	反	反	反
						北海道へ					

	文化5年 (1808)	万延元年 (1861)	明治8年 (1876)	明治 25年	明治 32年	明治末	大正 中期	大正末 昭和初	昭和 6年	昭和12 13年	農地 改革前
	石斗升	石斗升	石斗升	歩	反	反	反	反	反	反	反
島田 円七 専吉郎	83.50	353.37	341.43	424	236.209	238.229	229.508	188.515	189.516	176.518	130.619
吉田 七次郎 六左	52.00	114.17	116.23	208	177.723	190.217	179.929	179.929	180.601	170.211	180.415
瘡師 嘉次			53.77	305	137.800	0.098					
中西 甚太郎	73.41	129.10	130.30	194	42.519	0.008					
小倉 金工門											
田中 次平 正治					45.605	44.617	37.417	37.622	37.622		51.338
寺島 六兵衛 為次郎	56	30.25	67.09	142	84.202	67.214		米次 6.007	13.525		
池田勘左工門 (分家) 庄太郎	3.00	11.85	27.08	95	79.902	85.510	勘作 37.411	35.129	35.507		50.441
今井 信平	34.70	63.06	63.65	102	73.323	67.311	59.820	60.406	60.529	孝平 23.411	61.528
渡辺 栄次郎 栄五郎	54.58	49.60	50.06	109	69.101	69.221	54.618		20.713	21.128	21.128
多田 茂三郎 正次	141.50	36.13	47.39	103	67.015		17.208 正治 (M.43.11.1) 大正7年名古屋へ				
樋掛 愛次郎 範忠	5.00	11.24	20.41	99	66.928	83.624					
四谷与平(儀 六) 与一	107.00	46.13	47.54	108	66.913	68.521	59.606	59.919	59.521	51.825	67.327
瘡師 孫太郎	2.10	7.49	25.85	99	64.512	75.017	87.227	84.208	84.806	83.114	90.513
原田 与吉	56.02	66.62	67.24	114	62.604	42.525	5.810	5.810	5.028		
林 六三郎 仁吉郎	12.00	54.19	56.19	90	53.301	49.815	45.729	45.806	45.812	45.624	49.016
小倉 政五郎 政太郎					53.018	71.210	68.308	68.407	68.407	64.514	102.111
砂田 善藏 おの庄太郎	3.00	26.88	30.14	73	52.009	61.023	61.023	77.224	92.520	109.423	107.909
村中 五郎平 常治・勝二	131.65	71.80	60.64	83	51.811	45.020	50.812	25.112	23.711	39.724	39.630
大矢 六太郎 良作・六佐		37.83	44.22	82	48.725	51.806	50.729	49.418	40.612	40.604	41.625
砂田 三太郎 清三	25.27	31.43	36.53	66	41.804	41.413	43.220	48.707	119.412	118.911	124.117
上田 豊太郎	3.00	34.13	38.45		41.211	40.727	38.511	38.417	38.417	38.415	39.205
四谷 儀平 順三		7.00	10.67	48	33.521	53.928	51.921	36.824	36.824		42.230
林 宇平 卯三郎良吉	4.00	31.28	41.83	24	23.227	26.527	38.029	39.712			
宮本 平太郎 喜一郎				29	明12分家 22.807	37.000	30.501	71.113	94.114	136.707	173.447
吉田 市次郎 由太郎・覚治	3.75	25.10	26.34	44	30.627	40.315	56.513	41.156	41.416	39.819	68.224 宗太郎 41.028
萩原 正清				1	1.021	2.124					
佐藤 助九郎					0.613	292.002	280.801	250.802	232.703	204.303	

注) 第1表 函1. 本表の文化5年の分は、鷹栖村の郷土史家で、『鷹栖村史』の著者、中明宗平氏より、教示されたもの。万延元年、明治8年分は、「萬延元年申三月改、慶応元年改、明治8年8月改、役高帳」より。明治32年以降の分は、筆者が、鷹栖公民館所蔵の地租名寄帳より作成したもの。

注2. 小倉金右エ門、小倉政五郎、田中次平は、不動島村に所属し、不動島村は明治22年村制実施の時、鷹栖村に合併された。それ故、この3名については、明治33年以前は不詳。しかし、ここに、上位土地所有者としてかかげたのは、1つには、中明宗平氏からの聞取りによるのと、また、明治24年以降のこつている「鷹栖村、村会議決書」の中に、戸数割各自課税額の等級分のうちで、小倉金右エ門、田中次平は上位にあるから。明治24年戸数割各自課税額では、全戸429戸を1等から22等までと、等外免除に分けているが、田中次平は3等に、小倉金右エ門は5等の等級に入っている。ところが、明治30年の分では、すでに田中次平は6等級に、小倉金右エ門は7等級に落ちている。小倉政五郎については、明治32年以前は、それ以降よりも土地所有規模の少ないことは、戸別割各自課税額の推移からわかる。すなわち、小倉政五郎が、はじめて8等級に入るのは、明治31年のことであり、それ以前は、8等級以上には入っていない。

注3. 明治25年については、「明治25年中谷莊平(村長)調書、畔割改正根帳」より。

鷹栖村の上位土地所有者の推移をしめすのは第1表である。この第1表によれば、文化5年(1808年)から農地改革時までの、約140年間の推移がみられるが、ここでは文化5年、万延元年の分は捨象して、明治8年(地租改正の時期)以降を検討する。時代区分を一応、つぎのように分ける。

#### 第1期(明治8年より明治30年代まで)

この第1期は、明治8年の地租改正より、日清戦争後までの時期である。この中間の明治25年に、当時の村長中谷莊平調書の「畔割改正根帳」による各自の所有規模があるが、これは単位が歩となっており、これと、石高との関係が不明であるから、この25年の所有歩の大きさを他の年次と比較することは不可能である。ただ、村史の著者、中明宗平氏によれば、歩と石高との換算はできないが、歩高は各自の土地所有規模に比例していたから、この25年の「畔割改正根帳」の分のみで、同年における所有規模の順位をみることができる。これを明治8年、32年の分と比較すると、所有規模の順位は大きく変つてはいないが、ただ、大地主のうちで、顕著な変化のみられるのは、大矢四郎兵衛の場合である。すなわち、大矢は、明治8年の時点では島田円七につぐ第二位の土地所有者であつたが、この明治25年には、島田を抜いて第一位にのし上っている。

注) 鷹栖村では、明治初年以來、最大の土地所有者は大矢四郎兵衛であるとされており、大矢につぐものとして、島田円七と癩師嘉作があつたとされ、鷹栖村の地主に言及する場合、つねにその説がとられていた。(たとえば、農政調査会「富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革」、大阪市大文学部「礪波散居村の研究」、「鷹栖村史」)この点、中明宗平氏にも再三質問したが、中明氏の答では、氏自身の記憶でも、村内での言いつたえでも、老人達は、大矢様500石、癩師さ500石、円七さ(島田円七)400石といつて、大矢には「様」が付き、他の人には「さ」をつけて呼びならわしていた、とのことである。ところが、資料でみるかぎり、上述のごとく、大矢は明治8年の時点では、第二位であり、第一位になるのは明治25年からである。中明氏も、明治初期の大矢の土地所有規模については「狐に鼻をつままれた思いである」(私信)ともらしている。なお、ごく最近の中明氏からの私信によれば、大矢は、野尻村や本江村に多くの掛作高をもつていたらしいことが、述べられている。その掛作高の大きさはわからないらしい。それで、本稿では、村内における土地所有規模では、明治25年の時点までは、島田につぐ第2位の土地所有であることを前提として考察をすすめる。

明治25年の土地所有規模を、明治8年および明治32年と比較しえないので、この明治8年から32年までの中間期でどのような土地所有規模の変化があつたかはわからないが、中明氏からの聞き取りによれば、鷹栖村の100石以上の大地主たちが、他産業に積極的に手を出し、しかもそのほとんどが失敗していくのは、日清戦争前後、とくに、戦後から30年代においてである。ところが、2,30石以上、100石までの土地所有者は第1表でみると、その大部分は、この明治8年から32年の時期に土地所有規模を拡大している。そこでこの時期を、一応明治20年を境にして、その前後の二つの時期にわけて考えたい。というのは、全国的にみても、明治6年から始まった地租改正から、明治10年の西南の役を契機として、インフレがすすみ、13年からは松方財政整理の過程で、急速なデフレーションに転じて、農民層の没落がすすむが、この松方デフレの原始的蓄積の過程で、鷹栖村でも自作農は急速に没落し、その土地が、上位土地所有者に集積したものと考えられる。それを示すものが、第1表における、100石以下~2.30石の土地所有者の所有規模の拡大であると思われるし、100石以上の大地主の場合も、彼らが他産業に手を出して、所有規模を縮小するのは、日清戦争前後からであり、それ以前は、これら大地主も、所有地を縮小するのではなく、大矢四郎兵衛の場合に顕著にみられるごとく、遂に土地所有規模を拡大していつたものと考えられる。

以下、これらの点を考慮しながら、土地所有規模の変化の顕著な者たちを類型別に検討しよう。

## 没落地主

### 1. 大矢四郎兵衛（後述、経歴参照）

村会議員、村長、郡会議員、県会議員、県会議長、衆議院議員、中越鉄道社長中越銀行発起人、  
鷹栖銀行発起人。

土地所有規模、明治8年の地租改正の時点では24.8石で、村内では島田円七につぐ第二の地主  
だつたのが、明治25年には、島田円七を抜いて第一位となり、明治32年6月1日の所有規模は、  
296反で約30町歩の村内第一の地主であつた。明治8年から25年にかけて、土地所有規模を  
拡大したのは、松方デフレの時期に、土地を手ばなした自作農たちの土地を集積したものと  
思われる。それが、明治32年の296反から、明治34年7月1日には55反と急激に大部分の土地を  
失う。これは、中越鉄道敷設にすべてをかけて失敗したがゆえである。また大矢が政界から姿を消  
すのは、第四回目の衆議院選挙に当選（3月1日）後、それが開院式において解散される。明治38  
年10月1日の土地所有規模は36反であり、38年には22反となり、ほとんど全部の土地を手  
放して北海道に移住する。（明治36年）大矢の土地の大部分は、東礪波郡柳瀬村の大地主、佐藤  
助九郎のところへ移る。

この大矢四郎兵衛の場合が、鷹栖村の大地主のうちで、他産業に乗り出して失敗した、一つの典  
型的な例である。

### 2. 瘡師嘉作

村会議員（第1回、明治22年5月2日より明時25年4月29日。第2回、明治25年4月30  
日より明治28年5月30日転出により失格）

金沢で米相場をやり失敗。明治36年北海道へ移住。

瘡師嘉作の場合も、明治8年の53石（53反）から明治32年の137反と、一大土地集積を  
しているが、瘡師は金沢において米仲買業をしていたことが、明治28年度の県会議決書にみえて  
おり、おそらく、米仲買業による収入が、土地集積の資金になつたものと考えられる。ところが、  
明治32年以降は急激に土地を手放し、明治32年の137反が、明治36年には27反となり、  
37年には0.098反とほとんど全部の土地を失つている。これは、米相場の失敗によるのであり、  
36年には北海道に移住している。

### 3. 中西基太郎

村会議員（明治22年5月2日の第1回以来、第5回まで連続当選。明治39年3月14日辞職）  
助役（明治30年3月3日～34年3月30日、明治34年5月1日～38年4月30日）、郡会  
議員（明治32年9月30日～36年9月29日）

大矢四郎兵衛と同時期に金沢竹下熟に学ぶ。日清戦争前後に蚕糸業をおこして失敗。

明治8年——130石

明治32年6月1日——42反

明治33年10月1日——28反

明治38年11月1日——0.008反

#### 4. 島田円七

村会議員（第1回、明治22年5月2日～28年3月13日）

明治8年に341石（341反）だったのが、明治32年には236反となり、約 $\frac{1}{3}$ の土地を失っているが、これは20年代における米相場の失敗と費用倒れによつてである。それ以後息子の寿吉郎が相続し、農地改革当時までの約50年間、比較的安定した、村内最大の地主の一人としての地位を保つ。ただし、昭和初年の自作農創設の時期には、4町歩と、戦時下に4町6反の縮少をみている。

島田寿吉郎は、村会議員、村長、郡会議員を歴任している村政の重ちんの一人。また明治30年設立の鷹栖銀行発起人の一人。東京ドイツ学校の出身者。

#### 5. 小倉金右エ門

村会議員（明治34年4月30日～40年4月29日、明治40年4月30日～大正2年4月29日、大正6年4月30日～大正10年4月29日）鷹栖銀行発起人の一人。

#### 6. 田中次平

村会議員（明治22年5月2日～28年5月1日、明治28年4月30日～34年4月30日）鷹栖銀行発起人の一人。

両者はともに不動島村に属し、不動島村は明治22年の村制実施の時に鷹栖村に合併された。それゆえ、両者の明治8年の土地所有規模は不明。しかし、明治24年度の村会議決書によれば、田中次平は戸数割各自負担額の3等級に、小倉金右エ門は5等級に所属している点からみて、両者は上位土地所有者であつたことがわかる。中明宗平氏からの聞取りによれば、両者とも、明治20年代に鉾山（医王山）に手を出して失敗し、小倉の土地（100石）は佐藤助九郎へ、田中の土地（100石）は半減したが、それ以後、農地改革まで4～5町歩の規模を持続する。

以上、大矢四郎兵衛をはじめ、鷹栖村の大地主（100石以上）たちは、吉田七次郎の場合を唯一の例外として、ほとんどが農業以外の事業（鉄道、銀行、蚕糸業、鉾山）や米相場に手を出して、失敗している。しかも、その時期は、いずれも明治20年代と30年代、つまり、日清戦争前後の

時期である。

なお、このような大地主の没落と対照的なものとしてみられるのは、2～3町、4～5町の土地所有者たちの上昇である。これらの上昇の時期は、資料的には、明治8年と明治32年がわかるだけで、その間には不明であるから、はたして何年ごろであつたかは明確ではないが、上述のごとく、松方デフレの10年代に、一方で自作農の没落に対応しての、これら土地所有者の土地集積であると考えられる。以下、上昇した者のみよう。

吉田七次郎、池田基右エ門、樋掛愛次郎、瘡師孫太郎、砂田善蔵、渡辺栄次郎、四谷儀平、小倉政五郎らである。このうち、吉田、池田、瘡師、砂田、四谷、小倉は、いずれも鷹栖銀行の発起人である。

これらの人たちは、明治8年～32年の間に上昇過程をたどり、それ以後も、大体明治末期まで、伸び率は劣っているが、上昇過程を持続する。これら上昇した者のうち、吉田七次郎は、勤勉であり、米貸、高利貸や不在地主の番代もやつて、着実に土地所有をのばしていつた者であり、それ以後、農地改革まで最大の地主の一人である。村会議員、村長を歴任。

瘡師孫太郎は、貸鍋、醤油醸造業をやつており、村会議決書の営業税の項によれば、明治23年—80銭、明治28年—70銭、また明治32年—70銭の営業税を支払っていることから、これらの営業による所得によつて土地所有を拡大したのである。なお、彼は上述のごとく、鷹栖銀行の発起人の一人であり、明治31年4月30日から、大正6年4月30日まで、連続4期村会議員をつとめている。また明治39年に初代の産業組合長をやつている。明治8年—25.85石、明治32年—64.512反。

砂田善蔵は、大工をやつており、明治23年度には、大工として30銭の税金を支払っている。彼も鷹栖銀行の発起人の一人。明治8年—30.14石、明治32年—52反。

渡辺栄次郎は、肥物、米商を営み、営業税として、明治23年—1円、明治29年—1円という、最高クラスの額を支払っている。彼は、明治28年11月30日に補欠選挙で村会議員に当選している。明治8年—50石、明治32年—69反。

このように、上昇した者の多くは、勤勉で、小規模な製造業や商業、または高利貸などで産をなし、それで土地所有を拡大した者たちである。なお彼らは、純然たる地主ではなく、農業においても、2～3町規模の手作りであり、この農業の他に、小規模な、家族労働を中心とする製造業や商業を営んでいた者たちであり、いわゆる、「下から」の生産者出身の者たちといえよう。

それに反して没落したのは、鷹栖村の代表的な大地主たちであり、野心的な大事業（鉄道）や中

小事業（蚕糸業）や投機的な思惑（鉱山、米相場）に手を出して失敗している。

このように、明治20、30年代は、大地主たちが、他産業に積極的に乗り出して、失敗はするが、活気にみちた時期であるといえる。この時期に、明治30年、鷹栖銀行が、村内有力者たち（その大部分は地主層）によつて設立され、37年には農業組合も発足している。（ただし、この方は、あまり活ばつた活動はしていない。）また、27年には、村内に二つのねん糸工場ができ、現在におよんでいる。経営者は、旭十兵衛と宮田七三郎（「県統計書」明治41年）であり、いずれも、雇用労働者数は、10人前後の小規模なマニユファクチャ工場である。このうち、宮田七三郎は、明治8年の土地所有規模は61石2斗9升であり、旭助次郎は35石5斗6升である。（旭十兵衛の名ではでていない）すなわち、宮田も旭も、中西甚太郎（明治8年—130石）ほどは大きな地主ではないが、いずれも、手作りを中心とする小地主であつたと考えられる。

この旭、宮田のねん糸工場、中西の蚕糸業とも関連することであるが、明治20年には、大矢四郎兵衛が、養蚕業を推進するために、私財を投じて桑苗一万株を購入して、村民に無償分与したことが知られているし、また、小作人の指導者として著名な萩原正清（後述）も、農業の副業として養蚕を経営して、人々にも勧めたことが、「村史」にでていいる。さらに、大矢が推進者となつて、20年ごろに、出町—津沢間、青島—鷹栖—石動間の道路の改修がすすみ、なによりも、中越鉄道（城端—福光—福野—出町—戸出—高岡—伏木）が、大矢の生涯の大事業として、明治26年に発起人会をもち、31年1月には、城端—高岡間が開通し、33年には高岡—伏木間が開通している。このように、明治20年代、30年代は、鷹栖村にとつては、大小の地主たちが積極的に他産業に手を出し、工場ができ、銀行が設立され、道路は改修され、また米相場や鉱山にかけをすることが盛んな、活気にみちた時期であつた。活気にみちたといえ、たんに鷹栖村のみならず、磯波地方全体としても、明治30年前後に、井波、城端、福野、出町、福岡の各町村に、地方銀行が続出し、また、井波、城端、福光、福野などにおいて、生糸、絹織物、麻織物、綿織物の中、小のマニユファクチャ工場が引続いて発生するのであつて、一つの産業革命の時期であつたといえる。ただ、この磯波地方において、鷹栖村をして、特に強烈に印象づけるのは、この時期に、鷹栖村の代表的人物である、最大の地主大矢四郎兵衛の活動が、絶頂期にあつたことと、また一方、小作人の指導者としての萩原正清の活ばつた活動のあつたことによつてである。明治31年に、一地主樋掛愛次郎が、自分の所有地を小作人から取り上げようとしたことに端を発して、一大小作争議がもち上り、小作側は萩原正清の指導によつて勝利をおさめ、ここに、永小作権が最終的に確立するのであつて、小作人の生活の安定の基礎が確立するのもこの時期である。一方、この活気にみちた時期において、貧困化がすすみ、北海道への移住が多く記録されている。

政界においては、大矢四郎兵衛が、はじめて県会議員に当選するのが、明治21年(31才)であり、明治28年には県会議長に当選し、明治31年には衆議院議員に当選し、以後明治36年まで、連続4回衆議院議員に当選する。しかし、大矢が中越鉄道敷設のために私財を投げ打つのが明治33年であり、この時期までが、大矢の活動の絶頂であつたとみられ、それは、衆議院議員として、当選4回のうち、はじめの2回(第1回目、明治31年3月15日、第2回目、明治31年8月10日)が、この絶頂期のうちに入るわけである。後の2回は、すでに中越鉄道で私財をうしなつてしまつた後のことであり、彼の没落過程における政界活動といえる。第4回目の当選をみたが、明治36年9月の開院式における、河野広中議長の奉答文事件による解散によつて、大矢の政界活動は幕を閉じるわけである。このように、明治36年をもつて、大矢の政界活動は終るが、この大矢の県会、国会での活躍によつて、当時の鷹栖村は、全礪波の代表的な地位を占めていたといえる。

また大矢らの誘致運動によつて、礪波中学が鷹栖村に設置されるのは明治42年と、ややおくれるが、これは30年代の活気にみちた鷹栖村の隆盛期の副産物であつたといえる。

大矢が、政界から引退した明治36年以後、県会議員としては、大正4年に四谷与一がただ一回きり当選するのみであり、昭和6年に吉田六左(七次郎の子)が立候補するが、落選している。すなわち、鷹栖村のスケールをこえて、全県的に活躍する人材はみられなくなつていたのである。ただ、小作人の指導者萩原正清が、全県的な活動を一貫してつづけている。しかしこれは、いわば「大矢-萩原」時代の延長として考え得るものである。

## 第2期(明治末期~大正中期)

この時期において没落した地主は以下のとおり。(第1表参照)

### 1. 寺島六兵衛(為次郎は長男)

村会議員(明治28年5月2日の補欠選挙で当選)

土地所有規模

明治32年6月1日——84反202

明治42年4月1日——67反214

大正5年6月15日——19反811

昭和5年5月1日——15反508

明治末期から大正初期にかけて、土地所有規模は急激に減少している。これは一つには、長男の為次郎と次男の説明に土地を二つに分けたことも関係しているが、(大正2年に説明、分家-「村史」)また一つには費用倒れで土地を縮小している。

## 2. 多田茂三郎（正次は長男）

茂三郎、村会議員（明治25年4月30日～明治31年4月29日、明治31年4月30日～37年4月29日）鷹栖銀行の発起人の一人。正次、村会議員（明治43年4月30日～大正2年4月29日、大正6年4月30日～10年4月29日）

多田家は、<sup>むらきもいり</sup>村肝煎をしていた名門。土地所有規模も、文化5年（1808年）には、141石5斗で、当時としては、大矢四郎兵衛の家次ぐ、第二番目の大地主であつた。それが、明治8年—47石、明治32年—67反、明治42年—47反となり、明治末期の43年には、17反と、急速に没落している。息子の正次の代になつて、大正7年に名古屋へ移住している。多田正次は浪費家であり、また骨とう品鑑定に卓越した眼をもつていたといわれる。（「村史」178頁）

## 3. 渡辺栄次郎（栄五郎は長男）

栄次郎、村会議員（明治28年11月30日補欠選挙で当選）

栄次郎については、前の時期のところで述べたごとく、肥物、米商を営み、明治23年～29年には、営業税支払においては、上位にあり、明治32年頃までは、わずかに土地所有規模を拡大しているが、大正末に没落。原因は、米相場をやつているが、それで特別大きな損をしたということはない。（中明氏の主張）結局は、費用倒れ。それと、中越鉄道開通後、肥物商自体が衰退しているが、それとも関連があろう。

明治32年 6月1日——69反101

明治43年 7月1日——63反400

大正13年10月1日——54反413

大正14年11月1日——20反713

## 4. 樋掛愛次郎（範忠は長男）

樋掛愛次郎は、明治31年に、自己の所有地の小作人30余人の小作地取上げを通告して、それが発端となつて、萩原正清を指導者とする小作組合（明治27年結成）と対立し、一大争議となり、結局、小作地取り上げは取り止められた。

土地所有規模の推移は、次のとおり。

明治32年 6月1日——66反928

明治39年10月1日——89反119

明治44年 7月1日——83反624

長男範忠は、大正3年、金沢へ移住。

#### 5. 原田与吉

村会議員（明治24年5月10日～25年4月29日、明治25年4月30日～31年4月29日）鷹栖銀行の発起人の一人。

##### 土地所有規模の推移

明治43年 7月1日——41反317

大正 2年11月1日——10反425

大正 3年 3月1日—— 5反028

このように大正初期に、没落している。これは、鷹栖村の人で、舞鶴において請負事業をしていた人に、出資して失敗したことによる。（中明氏よりの聞き取り）

#### 6. 村中五郎平（常治——相続者）

村中家は、文化5年（1808年）当時には、大矢、多田の両家につぐ、村内第三の大地主で、131石65の石持であつた。それがしだいに土地所有規模を縮少して、大正末には、25反112にまでなる。

##### 明治末期からの土地所有規模の推移

明治45年 3月1日——42反501

大正 3年 2月1日——42反421

大正 5年6月15日——50反812

大正14年 5月1日——25反112

以上、寺島、多田、樋掛、原田、渡辺、村中の6人の地主の没落は、渡辺、村中の2人以外は、いずれも大正初期においてであつた。この大正初期は、地主層没落の第2期であつたといえる。これら没落地主の没落の理由は、明治2, 30年代の場合のように、積極的に他産業に手を出して失敗したというのではなく、その大部分は、費用倒れや、浪費によつてである。その点、明治2, 30年代の場合と、大いに異なる。

#### 第3期（大正末期～農地改革時）

大正末期以降には、農地改革までの20年間という比較的長い期間において、没落した地主はほ

とんどいない。逆に、この時期において、盛んな土地集積によつて、大地主化した顕著な例として、林良吉と砂田清三の二人がいる。この両者は、いずれも医者であり、村長もやつている。(砂田清三は、村会議員を何回もやつているが、林良吉はやつていない。)

この二人の土地集積過程をみて特徴的なのは、林良吉の場合は、大正中期以降、ほぼ同じペースで着実に土地集積をすすめているのにたいして、砂田良三は、大正末から昭和6年にかけて集積している点である。

林 良吉 大正中期—— 30反5  
大正末期—— 71反701  
昭和6年—— 94反114  
昭和12年—— 136反707  
農地改革時—— 173反447  
砂田清三 大正末期—— 48反707  
昭和6年—— 119反412  
農地改革時—— 124反117

これは中明宗平氏によれば、林良吉は、堅実一本の医者であり、つねに患者がたえない有様であつたのにたいして、砂田清三は、事業家肌で、山に手をだして、当つて大もうけをしたことがあるとのことで、それとも関連していることであろう。

次に、大正末から昭和初めにかけての自作農創設の動きであるが、この時期に所有規模を縮小しているのは、島田寿吉郎と、最大の不在地主である佐藤助九郎である。

島田寿吉郎 大正 9年 7月15日—— 229反508  
昭和 6年 4月 1日—— 188反515  
佐藤助九郎 大正10年 7月15日—— 280反800  
昭和 2年 7月 1日—— 250反802  
昭和 6年 4月 1日—— 232反703

最後に、日支戦争のはじまつた昭和12年から農地改革までの時期には、大多数の地主たちの土地所有規模は変化していないが、例外的に所有規模を縮小したのは、島田寿吉郎である。

昭和12年—— 176反518  
農地改革時—— 130反619

島田の場合は、地主一本であり、他の収入はなかつたので、戦時下の二重米価制の影響が強かつたのであろう。

逆に、この時期に規模を拡大したのは、上述の林良吉の他には、小倉政太郎と宮本宇太郎がある。  
(第1表参照)

なお、佐藤助九郎について一言すれば、佐藤は、明治32年6月1日には、0反613の所有だったのが、小倉金右衛門と大矢四郎兵衛の土地を手に入れたことなどにより、すでに明治33年12月1日には、153反5の大地主となっている。それ以後、ずっと最大の地主の地位を持続するのである。鷹栖村の不在地主については、この佐藤助九郎の場合を唯一の例外として、その他には、大規模な不在地主はいない。この点が、大島村の場合との大きな相違点の一つである。

佐藤助九郎は、礪波郡柳瀬村の地主であり、請負業者として、巨大な富をきざいた人である。大矢四郎兵衛が中越鉄道で失敗した時、その土地の大きな部分を手に入れるのであるが、佐藤は中越鉄道の敷設事業に一切関係していない。後述するとく、当時の礪波の代表的な大地主は、網羅的に発起人として参加しているにもかかわらず、彼は参加していない。

佐藤家が、請負業以外の他の事業に関与するようになるのは、二代目助九郎からである。一代目助九郎(明治37年没、58才)は、請負業一本で巨大な富をきざくのであり、佐藤家は、明治33年以降、大正、昭和をつうじての富山県最大の多額納税者の一人である。

一代目助九郎の著名な請負工事は次の通り。

- 明治 5年 金沢7聯隊工事
- 明治 6年 手取川筋堤防工事
- 明治10年 西南戦争の工事隊長
- 明治15年 九頭竜川治水工事
- 明治18年 東海道、沼津-富士川間、鉄道工事
- 明治22年 金沢第4高等学校建築工事
- 明治25年 常願寺川大改修工事
- 明治37年 革命で、朝鮮馬山浦線工事

二代目助九郎(昭和6年没、62才)は、富山県農工銀行、高岡共立銀行、立山酒造、富山電気軌道、富山鉄道、富山県織物模範工場、第一ラミー紡績、立山製紙、東洋絹織物、神通川電気、高岡銀行、中越電気、高岡電灯、北陸送電などに関係している。

明治44年6月10日、貴族院議員に当選。

大正13年の貸付地規模は、139町で、呉西では第7位の巨大地主である。

2項 大島地区

第2-2表

大島村地主制の推移(1)

	昭和6年	昭和11~13年	昭和19.20年	
	反	反	反	
津田長三郎	171.305	104.313	110.014	助役、村議
津田泰吾	77.155 (11.7.1)	77.225	82.526	
島崎二作	137.022	97.309	94.524	村議、村長
島崎佐一	40.610 (8.10.20)	38.626	27.510	村議、村長
萩行岩次郎	110.617	94.925	98.208	村議、村長
金村甚六	87.514	66.250	84.902	村議
安元作右エ門	74.424	64.320	73.712	村議
佐々木仁右エ門	71.010 (8.1.10)	72.317	74.826	村議
福田嘉作	70.018	58.923	62.113	
林治郎兵衛	67.115	62.322	67.116	助役、村議
宮腰喜一郎	66.206	56.414	65.004	村議
吉田太平	58.022	56.820	55.905	村議
仲西恒太郎	55.415	52.229	50.119	助役
佐々木四郎	59.959	59.015	59.618	
遠藤安太郎	54.725	50.722	54.725	
道古勘右エ門	50.700	48.601	50.222	
佐々木甚七	47.704	42.614	45.527	村議
矢野伝兵衛	46.803	32.908	33.902	村議
津田留次郎	43.610	43.213	44.122	村長
松長新四郎	36.500	35.828	36.108	
吉田元吉	39.514	34.321	36.901	村議
西田弥八郎	26.726	29.218	27.510	
新井政次郎	21.102	40.961	21.102	村議
松長謙二	17.324	16.203	17.429	村議
亀谷栄一			49.923	村議

(註) 大島村、地租名寄帳より作成

大島村における上位土地所有者の推移をしめすのは、第2表（村内地主）、第3表（不在地主）である。

まず、大島村の没落地主について。（仲西助役よりの聞き取りによる）

小川善三郎

明治22年8月1日～明治36年8月24日、1, 2, 3, 4, 5期の連続村長。その他に村会議員。県会議員には一回当選（明治28年1月～29年6月）

土地所有規模は200石で、政治活動で土地のほとんど全部を失った。改進黨員。

なお、明治21年調査の射水郡役所による、「所得金高下調書」<sup>〔注〕</sup>によれば、当時の小川善三郎の年所得額は、300円で、その内訳は俸給110円、土地収入190円である。地租は135円を支払っている。この地租から土地面積を換算すれば次のとおり。

$$\text{面積} = \frac{\text{地租総額}}{\text{反収} \times \text{石当米価} \times 10 \times 0.025}$$

当時の高岡周辺の反収は1石5斗～1石6斗。石当米価は大島村で2円7.62（「大島村史」P399）。したがって

$$\text{土地面積} = \frac{\text{地租総額}}{1.5 \text{石} / \text{反} \times 2.762 \text{円} / \text{石} \times 10 \times 0.025}$$

これで小川善三郎の土地面積を計算すれば135円 / 1.039円 / 反 = 12.1町となる。（この土地面積の計算については、本調査の共同研究者の一人、北陸農試の齊藤英策氏の教示をえた）

〔注〕明治21年度の射水郡役所調査の「所得金高下調書」は、高岡市横田、在住の郷土史家、飛見文繁氏所蔵の資料である。この貴重な資料を、借用できたことを飛見氏に深く感謝するものである。

中谷吉三郎

村会議員（明治22年5月から2期連続当選）、郡会議員、大正12年3月31日に、郡制は廃止されたが、この当時に郡会議員をしていた。

土地所有規模は200石といわれたが、政治で土地を失ってしまった。

堀田安太郎

村長（第6期、明治37年8月25日～40年5月18日、第8期、明治44年6月19日～

大正4年6月14日)、改進黨員。

土地所有規模は300石といわれたが、やはり政治で土地を失う。大正10年頃。

西田弥八郎

村會議員(明治43年5月)、助役(昭和3年9月22日~7年9月21日)、郡會議員(時期不詳)

土地所有規模は100石であつたが、政治で財産をつぶして没落。

以上、大島村では、聞き取り調査によれば、没落した地主のほとんど全部は、政治で失敗したことによるのであつて、事業に手を出して失敗したものはいない。この点で、鷹栖村と決定的に異つている。また米相場で失敗した地主もいない。佐々木四郎は米相場を好んでやつたが、むしろもうけた方である。中小地主(50~60石)で、米相場で失敗したのは、北野部落の橋本、小倉の両氏。

大島村では、このように、農桑以外の他産業に手を出した地主は、昭和10年ごろまでは、ほとんどなかつたが、唯一の例外といえるのは、新井政次郎の場合である。新井は地主といえるほどの土地所有はなかつたが、事業家としては成功している。彼は、大皮革業者であつた。シベリアから生皮を輸入して、大門駅前旧国道筋に皮革工場を經營して、なめし皮を関西方面、また海外輸出もしていた。彼は、大正14年調査の県多額納税者に名を連らねている。(100名中の85位)大島村民で、多額納税者に名をつらねたのは、この新井の場合が唯一の例である。なお、彼が、皮革業を經營したのは、特殊な事情があり、この特殊事情により、農業以外の他産業に手を出したということである。このことからしても、大島村の場合、地主や農民の、他産業との関連がいかにか稀薄であるかが逆に強く印象づけられるのである。(売業売子については、後述)

このように、大島村の地主層は、他産業との関連は稀薄で、もつばら、地代収入にのみ頼つていたといえる。このことと関連して、大島村の地主層は、政治に手を出して失敗した者以外は、明治以来、安定した地位を保つていたし、土地所有規模にも顕著な変化はみられず、停滯的であつたといえる。その点、鷹栖村の地主制の変遷と比較しての特徴である。(第2表参照)

第2-3表 大島村地主制の推移(2)

不在地主

	昭和6年	昭和11~13年	昭和19.20年	住 所
	反	反	反	
谷道五郎二	144.917	131.510	133.716	野村三女子242

	昭和6年	昭和11~13年	昭和19.20年	住 所
	反	反	反	
大橋 八郎	117.220	106.027	100.605	高岡市木町185
松長 繁次	88.315	88.400	88.400	小杉町三ヶ229
篠田 清	86.210	80.419	79.115	大門町大門新
河合 久二	83.629	78.405	78.003	◇ 272
鈴木 外雄	64.537	58.828	59.200	◇ 31
金田 眉丈	59.620	59.200	52.900	高岡市塩倉町38
鈴木 長造	44.808	41.804	42.523	大門町大門新31
穂田 安太郎	42.120	42.120	42.120	高岡市守山16
野村 太三郎	42.116	40.527	41.510	高岡市定塚町1,2,4,1
木倉 虎松	40.406	38.113	40.718	二口村南中村
本林 均	36.027	36.027	36.027	作道村殿村811
佐渡 亮造	33.126	32.120	32.120	小杉町戸破4230
赤壁 亀次郎	32.019	30.905	30.06	小杉町小杉三ヶ3375
呉羽 紡績 KK		131.171	(16.7.1)	
北陸 銀行		(16.5.19)	74.052	
		75.505	(13.4.1)	
			136.427	

(註) 大島村地租名寄帳より作成

大正初め頃から、没落する自作農の土地が、不在地主へ集積されたが、その頃の不在地主の大きなものとして、高岡市御原町の金物商、塩崎氏、高岡市横田の毛皮商、木下氏等のあつたことが、聞取りでしめされている。

#### 大島村の不在地主

第3表をみて、注目されるのは、鷹栖村の場合に比較して、不在地主の数が多く、またその土地所有規模が、鷹栖村の佐藤助九郎のようなずばぬけた大地主はいないとしても、村内地主に匹敵するような数と規模の不在地主の存在することである。大島村の農民にとつては、いわば、村内地主と不在地主は、ほぼ匹敵するような数と力で、彼等を支配し収奪する存在としてあつたといえる。

以下、個別的に主だつた不在地主を検討しよう。

谷道五郎二 (射水郡野村三女子242)

野村三女子は、高岡市の近郊であり、谷道はその地主であり、息子は高岡市の市議員をやつ

たことがある。なお、谷道の大島村での土地所有規模が、昭和6年で144反917というのは、村内地主の所有規模と比較しても、昭和6年で第一位の津田長三郎の171反305に劣るが、第二位の島崎二作の137反を上廻る規模である。

大橋八郎（高岡市木町185）

大橋八郎は、高岡市の名門、大橋十右エ門（高岡市の代表的政治家の一人、改進黨）の一門の人であろう。現電々公社総裁の家。なお、大橋十右エ門の明治21年度の所得下調から計算すれば、土地所有規模は、当時で、54.5町歩の大地主である。

松長繁次（射水郡小杉町三ヶ229）

小杉町の旧家で、江戸時代最大の地主の一人で、2～300石の石持といわれた。

「小杉町史」には、「小杉小区の戸長海内果は、同志と啓蒙結社として相益社を設立し、機関紙相益社談を不定期刊」として出版したとあるが、この同志の中に松長太作の名がみえる。（相益社の設立は明治10年で、当時としては、最も早い時期のもの。「小杉町史」8頁）松長太作の父坦齊は、文化13年9月1日小杉に生れ、射水郡山廻り役、代官御用、御蔵封切と相見人等の諸役を拝命し、嘉永3年3月没、35才。（「小杉町史」）

なお、松永太作の土地所有規模は、明治21年度の所得下調の地租808円から計算すれば、78町という大地主であり、また明治33年設立された小杉銀行の取締役の一人である。（「小杉銀行沿革誌」）

また松長茂は小杉町長（大正12年11月18日～大正13年10月10日）をやつている。

篠田 清（大門町大門新）

大門郵便局長、大門町長（昭和3.4年ごろ）

河合久二（大門町大門新）

地主で、戦後の農地改革で没落。明治12年4月～明治15年5月の県会議員として河合嘉平（大門新）の名が「富山県政史」にでているが、この河合久二との関係は不明。（河合久二は河合嘉平の一門か？）

鈴木長造（父）、外雄（養子）（大門町大門新）

いずれも地主。

金田眉丈（高岡市塩倉町38）

大正13年の50町歩以上貸付地主のうち、呉西最大の地主で、175町歩の貸付耕地の所有者。また大正14年調査の県内多額納税者100名中の26位。また昭和7年の県内多額納税者100名中の30位。金田はこのように、大正13年の時点では、呉西最大の地主であり、また太物商を

管み、明治31年創設の神沢銀行（出町）の取締役の一人。（『神沢銀行沿革史』）なお、金田眉丈は明治21年度の「所得下調」では、地租76円とあり、これは、前述の方法で計算すれば、734町である。したがって、金田は、明治21年度の734町から、大正13年の175町と、その間に巨大な土地集積をしていることがわかる。

野村三太郎（高岡市定塚町1241）

野村は昭和7年の県内多額納税者100名のうち第51位であつた。

木倉虎松（射水郡二口村南中村）、地主。

佐渡亮造（小杉町戸破4230）

明治21年度の射水郡役所による「所得下調」によれば、佐渡美成の地租は170円であり、これは、16.4町歩にあたる。また佐渡美成は明治31年創立の小杉銀行の取締役の一人で、その点、松長太作と同様である。また明治27年4月1日より4期連続町長。

本林 均（作道村殿村811）

本林篤は、明治21年度には、地租512円で、これは49.4町歩にあたる。第2回衆議院議員選挙（明治25年2月15日）に改進黨から立候補して落選している。（この選挙は、品川弥二郎内相の下での有名な干渉選挙であり、富山県でも野党側の候補は軒なみに落選している。）本林均は、大正13年の50町歩以上の貸付地をもつ地主のうちで、51町歩の貸付耕地をもつていた。

赤壁亀次郎（小杉町三ヶ3375）

地主で、その他に醤油醸造。息子の代に没落。赤壁徳平は、明治21年度の「所得下調」では、地租123円を支払い、これは41.9町の土地所有にあたる。また明治31年創立の小杉銀行の取締役の一人であり、明治41年8月27日～44年3月15日の町長であつた。

こうして、昭和6年以来の大島村の不在地主のうち、大半は、高岡市または高岡市近郊の地主であることがわかる。また、聞取りによれば、大正初めごろの不在地主の大きな者として、高岡市の金物商、塩崎利平と、毛皮商木下氏とがあつたことがいわれている。これら高岡およびその近郊の地主のほか、顕著なものとしては、小杉町の地主がある。小杉町の松長、佐渡、赤壁の三人は、いずれも10町歩以上の地主であり、とくに松永は78町歩の大地主であるが、三人とも、明治31年創立の小杉銀行の取締役であるのは特徴的である。つまり、この三人は、小杉町を代表するような有力者であり、彼らはともに、大島村の不在地主として、力をふるつていたということである。こうして、大島村には、村内地主にほぼ匹敵するほどの数と土地所有規模の不在地主があつたが、その大半は、高岡およびその近郊の地主と、一方、小杉の代表的地主たちであり、これらの不在地

主たちによつて、大島村の多くの農民は支配され、収奪されていたのである。

また、大島村の不在地主として、いま一つの特徴点は、以上のような個々人の不在地主の他に、法人の地主として、昭和10年以降、呉羽紡績と北陸銀行があつたことである。戦時体制下に入つて以来、大島村の場合は、鷹栖村と異つて、外部から既存の大企業が進出してくるのであるが、それとの関連において、それら大企業が、大島村の大地主としての地位をもつことになつたのである。

次に、大島村の農民にとつて、重要な位置を占める売薬についてのべよう。

小島部落の売薬として成功した仲西与三次郎および村の助役からの聞き取りによれば、売薬は明治からはじまり、大正、昭和時代にかけて盛んになり、最盛時（昭和10年代）には、大島村から100人あまりの人が、農閑期を利用して売薬に出ていた。現在では（昭和30年代）80人程度。

売薬で産をなしたのは、吉田太平、仲西与三次郎、西多友、花崎新太郎、高井仁平、石黒三郎、山崎和夫、吉田太八らである。これら売薬で産をなした人たちをも含めて、大島村では、売薬の元締になつて、自己の配下に多くの売子をもつていた者はなく、大きな売薬の場合でも、せいぜい2～3人の売子とともに、自分も売薬に出かける自家営業程度の規模にすぎなかつた。たとえば、西多友は、親子の他に2～3人の売子と、また仲西与三次郎は親子の他に1～2人の売子と、花崎、山崎のいずれも、2～3人の売子とともに売薬に出る程度であつた。最盛時には、100人以上もてた大島村の売薬たちの薬の仕入をする元締たちは、小杉と高岡にいた。農民の農閑期における、ほとんど唯一、最大の副業である売薬で行商に出た人の約半数は、小杉にあつた法人組織厚生順天堂（明治16年創立）の売子となり、2～3割は、高岡の大売薬業者、菅野伝右エ門や、それよりも小規模のものとしての岡本清右エ門の売子となり、残りの2割ぐらいの者たちは、富山の広貫堂の売子となつていたのである。

仲西与三次郎氏の言によれば、大島村の小島部落だけでも、高岡の菅野伝右エ門の売子になつていたのは16人ぐらいあつた。菅野へは、権利金を70円入れ、売上金の7～8分を支払つていた。この7～8分の支払というのは、当時の一般の水準が1割前後であつたから、若干低目であつたといふ。この7～8分の支払にたいして、菅野からは、売薬のための行李、ふるしき、着物等は支給された。

こうして、大島村の最大の副業である売薬においても、不在地主の場合と同様に、小杉町と高岡市の売薬の元締によつて、掌握され、支配されていたのである。

ここで高岡の代表的な大商人、大地主である、菅野伝右エ門の経歴にふれておこう。

菅野伝右エ門（安政6年3月13日～明治30年10月10日）

明治23年調査多額納税者15名中4位。納税額、1286円75銭

明治30年、15名中2位、2173円85銭9厘

明治33年、15名中3位、2975円88銭5厘

明治36年、39年には15名中に入っていない。高岡紡績の失敗による。

明治44年、15名中3位、5620円84銭5厘

大正3年、15名中8位

大正7年、15名中13位、3742円30銭

大正14年、100名中15位、4814円96銭

昭和7年、100名中20位、1684円87銭

なお、菅野は明治18年ごろ、北一合名会社（綿会社）の中心であつた。また高岡紡績電灯会社の社長（明治27年）。明治29年7月21日、庄川大洪水により、千保川漲溢、工場浸水、機械水びたしとなる。この水害と日清戦争後の経済恐慌による製品の滞貨で、明治37年1月株主総会で解散。負債の全部を菅野、荒井莊蔵、室崎間平、古野治平の4名で引受けた。

明治26年9月26日、高岡商品取引所会員、29年6月12日、高岡商業会議所第一回会頭に就任、爾來33年11月まで、明治29年9月8日～30年10月16日、県会議員。

こうして、大島村の地主または農民で、他産業にのりだした者は、特殊事情による例外（新井政次郎の皮革業）をのぞいては、ほとんどなく、また農民の側の副業として最大のものである。売薬行商も、その大多数の者は小杉や高岡の売薬元締の支配下にあつた売子にすぎなかつた。この大島村の農民を支配していた、高岡や小杉の不在地主や売薬の元締たちの性格としては、売薬の元締たちはもちろんのこと、不在地主の場合も、純然たる農業一本の地主はむしろ例外的で、ほとんどが他産業に手を出しており、その点、農業一本の大島村の地主たちと性格を異にする。たとえば、小杉町の松長、佐渡、赤壁の三人は、大地主であるとともに、小杉銀行創立の発起人、取締役であつたし、また赤壁は醤油醸造業者であつた。高岡市の菅野伝右エ門は高岡を代表する大商人であり、また大地主であつた。また高岡市の金田眉丈も大地主であるとともに、銀行（神沢銀行）の取締役であり、呉服業の経営者であつた。こうしてみると、距離的に高岡市と小杉町のちようど中間に位置する大島村は、不在地主と売薬関係という二つの点において、高岡と小杉によつて掌握されていたのであり、次に米と肥料の価格決定と売買という点で、米、肥料商会所の存在した高岡の商人たちによつて、完全に掌握されていたといえる。

以上、2項全体の検討からして、鷹栖村と比較した場合、大島村は、高岡の米、肥料商会所によつて、米と肥料の価格決定と売買をにぎられていたという点では同様であつたが、鷹栖村とは異なつて、不在地主と売葉関係という点でも、高岡（および小杉）によつて支配されていたのである。

なお、両村を比較した場合、鷹栖村の場合は地主の積極的な他産業への進出が、すでに明治2、30年代の日清戦争前後にみられ、また村内の社会的分業も相当広汎にすすんでいた（鷹栖村村会議決書の営業税にみられる）。それにたいして、大島村の場合は、地主の他産業への進出はほとんどなかつたし、またみるべき村内分業の展開もなかつた。こうして、明治後期はもちろん、大正期をつうじて、昭和10年ごろまでは、明らかに、大島村は鷹栖村に比して、経済発展段階は低かつたと判断して間違ひなからう。

## 第2節 地主小作関係

### 1項 地代水準の対比

第1節においては、鷹栖村および大島村における地主制の推移と他産業との関連を追求したが、本節においては、両村における地主・小作関係を、地代水準を中心として検討したい。ここでの問題の一つは、この地主・小作関係における地代水準というものが、地主の他産業への進出に、どう関係していたかという点である（この点について、第2編を参照されたい）。

まず両村における地代水準をみよう。地代水準は、それぞれ、「鷹栖村史」「大島村史」においてみることができる。地主の取分としての、合盛米水準は次のごとくである。

鷹栖村 小作料（合盛米） 7斗8升4合 / 高1石（240歩）

大島村 小作料（合盛米） 7斗3升1合 / 高1石（240歩）

この両村の合盛米は、明治8年の地租改正時における基準であり、この額は、農地改革までかわつていない。

この固定した額である合盛米にたいして、明治以降の各時期の反当収量が異なれば、小作人の取分は異なるわけであり、その点を検討しよう。

○ 明治末、大正初期（明治41年～大正5年）の反収は両村の村統計によれば、

鷹栖村 2.7石 大島村 2.322石

したがつて、両村での小作の取分は、

鷹栖村  $2.7石 - 0.784石 = 1石9斗1升6合$

大島村  $2.322石 - 0.731石 = 1石5斗9升1合$

○大正末（大正13年～昭和2年）の反収は両村の村統計によれば

鷹栖村 2.814石 大島村 2.118石

したがって両村での小作の取分は

鷹栖村 2.814石 - 0.784石 = 2石03

大島村 2.118石 - 0.731石 = 1石387

昭和12～13年の反収は、村統計によれば

鷹栖村 2.792石 大島村 2.361石

したがって両村での小作の取分は

鷹栖村 2.792石 - 0.784石 = 2石008

大島村 2.361石 - 0.731石 = 1石630

以上の数字からして、

①地主の取分については、合盛米は、鷹栖村7斗8升1合/高1石、なのをたいして、大島村7斗3升1合/高1石、と決定しており、この額は反当収量の増減にかかわらず一定であつたから、この合盛米の額についていうかぎり、鷹栖村の地主の方が大島村の地主よりも有利であつた。

(注) ただし、地主はこの合盛米による米価収入から地租を支払わねばならず、この地租は地価を前提として定められていたから、この合盛米の額のみをもつて、両村の地主の地代収入の利、不利を決定できないわけであるが、いまはその点にふれない。

②小作人の取分については、高1石での収穫米から地主に収奪される合盛米水準が、鷹栖村の方が高いのであるから、もし反当収量が両村で同じであるとすれば、大島村の小作人の方が有利である。しかし、上の数字からもわかるごとく、鷹栖村の反当収量が、大島村よりはるかに高かつた結果、三つの時期をつうじて、小作人の取分においても、鷹栖村の方が高かつたわけである。

ただし、小作人の取分については、次の点がなお検討されねばならぬ。

#### (1) 番代料の問題

鷹栖村では、不在地主の土地の番代人の番代料はとつていなかつたが、大島村では、小作人は合盛米の他に、なお番代料として、旧歩（500～550歩）について米2斗位を支払つていた（新開発部落では4斗位）。これは、大島村の場合、不在地主の土地を耕作する小作人は不利であつたことを示すが、地主の取分については、関係はない。

#### (2) 分与米の問題

鷹栖村の場合、明治10年に地租が $\frac{3}{100}$ から $\frac{2.5}{100}$ に引下げられた時に、出町において、農民の蜂起事件がおこり、それを契機にして、小作人の支払う合盛米1石について4升の割合で分与米が与えられた。すなわち、小作人の支払う合盛米1石について、分与米の4斗が、合盛米から軽減されたわけである。なお、この分与米は、礪波地方において広汎に与えられたのであるが、射水郡でも、分与米の与えられた部落が相当あつたが、大島村については、分与米制度のあつたということとは、聞取調査では聞かなかつたし「村史」にもその点はでていない。

〔注〕農政調査会「礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革」30頁には、富山県における、分与米制度のあつた部落数を各郡別に計算している。それによれば、明治10年において、西礪波郡170部落、東礪波郡119部落、射水郡45部落、氷見郡18部落、婦負郡1部落、計353部落であり、農民蜂起のおこつた出町との関係もあつて、礪波地方が圧倒的な比率をしめてゐる。

この分与米は、鷹栖村では、明治37年には半減され、明治40年には全廃された。

したがつて、明治10年～36年の期間では地主の取分は次のとおりである。

7斗8升4合(合盛米) - 3升1合3勺 = 7斗5升2合6勺

この7斗5升2合6勺でもなお、大島村の合盛米7斗3升1合よりも高水準であることにはちがいない。

### (3) 又小作権の問題

大島村と比較して、鷹栖村の小作人にとっては、地主に支払う合盛米の額は高いにもかかわらず、反当収量が、大島村よりもはるかに高い結果、小作人の取分は、大島村より高かつた点は、上述のごとくであるが、鷹栖村の場合、永小作権の確立(明治31年)によつて、小作人の耕作権のみならず、小作人による小作権の売買、また、又小作も行われるようになった。したがつて、鷹栖村の場合、又小作されるならば、反当収量の増加が、そのまま小作人の取分の増加とはならないわけである。ただし、この又小作田の面積は、全耕作地の約10%、小作関係戸数の約15%にすぎなかつた。

以上のごとく、両村における地主の取分を合盛米水準についてみるかぎり、明らかに鷹栖村の方が高い水準の合盛米を収奪していたのであり、したがつて鷹栖村では「永小作権の確立—小作人の地位強化—地主の地位の相対的低下—地主の他産業への進出」というシエーマは、少なくとも大島村の地主との比較においては、結論づけられないであろう。地主の取分という点でいえば、大島村の

地主の方が低水準であり、したがって、地主の地代収入の大小のみから、直線的に、地主の他産業への進出の傾向の多寡をいうならば、鷹栖村ではなく、大島村の方が、その程度が多くなければならないはずである。しかし、実際には、第1章で検討したごとく、大島村の地主で他産業に進出したものは、ほとんど絶無であつた。したがって、地主の他産業への進出の要因としては、この地代水準の高低とともに、他の点もあわせて検討されねばならない。ところが、この点については、今のところ、まだ確たる結論をもつていないが、次の諸点は考慮されねばならない。

①大島村に比して、鷹栖村では、旧幕藩時代以来、明治以後も一貫して、反当収量がはるかに高く、地主、農民ともに取分は高かつたこと。この農業生産力の高さを基礎として、その上で、村内での社会的分業の展開が、大島村よりも、はるかに進んでいたこと。

②鷹栖村が、旧幕藩時代以降、加賀藩で一、二を争う高い石高の大村であつたが、この鷹栖村をつつみこんでいる礪波地方全体が、加賀藩の穀倉といわれていたごとく、地味の豊かな米作地帯であり、農業生産力が高かつたこと。この高い農業生産力を基礎として、礪波地方は、その各部落内において、また各部落間において、県下の他地方に比較して、社会的分業がより進展していたこと。とくに、礪波地方の山際の井波、城端、福光、福野らにおいては、明治2、30年代には、生糸、絹織物、麻織物、綿織物等の中小のマニユファクチャ工場の簇生のみられたこと。

③こうして、鷹栖村はもとより、礪波地方全体として、商品流通、商品生産が、大島村よりもはるかに高い程度で進展しており、その中に地主はもとより農民もまきこまれ、彼等の消費生活が豊富、多様化していたこと。その消費生活の中で、高まる家族家計費・交際費（冠婚葬祭）によつて、地主の側でも、費用倒れのケースが、高い地代水準にもかかわらず、数多くみられたこと。

④この点にまで立ち至ると、他産業への進出の点で、大島村との対比の場合に第一義的な意味をもたなかつた地代水準の高低ということが、あらためて問題になるのである。鷹栖村の場合、大島村に比して地代水準はより高かつたのは事実であるが、その地代収入を上回る程度に生活規模が膨脹し、費用倒れの危険がせまつたとすれば、それを切り抜けるための収入の増大をどこに求めるか。この際、地主としては、地代収入の引上げに解決策を求めたいであろう。しかし、まさにこの地代収入の引上げという点では、永小作権の確立による小作人の地位の強化ということが、越えがたい障壁となる。したがって、地代引上げ、または土地への投資による土地集積の方向ではなく、他産業への進出の方向が指向されるということになるのである。

⑤こうして、地主の目が農村外に向く場合、そのことをひきおこした事情と裏腹の関係で、鷹栖村を含む礪波地方は、その各村内また村と村との間での社会的分業・商品生産・流通の進展によつて、大島村に比して、はるかに多くの、地主の地代収入による資金の投資先が、農業以外に見出さ

れたということである。これら投資先のうち、恐らく最大のものとして浮び上つてきたものは、全礪波の米と、米作のための肥料、また山際の井波、城端、福光らの織物をどう迅速に高岡市と伏木港に結びつけるかという意味で、鉄道敷設事業であつたらう。

## 2項 鷹栖地区永小作権の推移

鷹栖村を含む礪波地方における永小作権は、わが国の土地制度において極めて特徴的なものであるが、この永小作権は、散居制、くじ割制度との密接な関連のもとで展開されてきたものであるから、それらの点にも言及しながら述べたい。なお、この永小作権確立の推移については、東礪波郡東野尻村の場合について、農政調査会の「富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革」という調査報告があり、鷹栖村の散居制を中心とした調査報告としては、大阪市大文学部の「礪波散村の研究」があり、また中明宗平氏の「鷹栖村史」にもこの点での叙述がある。これら三つの労作で、この問題について、ほぼ研究しつくされているといつてよい。

以下、これら三労作と、中明氏からの聞き取り調査を参考にして、その要点をのべよう。

### ①くじ割制度（田地割替制度）

「村史」によれば、このくじ割制度によつて、当り「高」が変つても、作田の変更をしない申合わせをしたことが、永小作権の素因であるとしている（「村史！190～191頁」）。

くじ割（田地割替）は、その第一回は、寛永年間に行われ、それ以来20年ごとに行われることになつてきたが、一時中断され、新開地のみに行つたこともあつたが、また行われるようになつた。

#### くじ割の行われた年次

元禄7年（1694年）、寛政4年（1792年）、文化9年（1812年）、天保3年（1832年）、嘉永5年（1852年）

田地割替の意図。これは、均等な徴収率を実現するためのもので、そのために確実な検地によつて、田品を1番～10番まで決定して、割替を行つた。

この田地割替に対して、鷹栖村では、当り「高」は変つても、作田の変更をしない申合わせをしたのが、永小作権の素因であるとして、その申合わせの理由を、「村史」では、鷹栖村の大村であることに求めている。すなわち、鷹栖村のような大村では、田地割替に迷惑したからである。たとえば、本江境に耕作している者が、遠距離の神島境の田地を割当てられたり、また苗加境に耕作している者が、水島境の田地を割当てられたりした場合は、耕作上大変不便であり、生産力の低下はまぬがれない。そこで申合わせて、持高にたいする地所が何処に割当てられても、実際の耕作地は替えないことにして、肝煎が持高帳と耕作者を記した帳簿をもつていて、台盛米で計算することに

した。かくして、耕地にたいして、耕作人は、自作・小作の別なく、特別の事情のないかがり、変更することなく、耕作権の優位がたもたれることになつたのである。合盛米の確定したのは、嘉永5年(1852年)の田地割替の時からである。

このように、加賀藩の田地割替制度にたいして、鷹栖村では、作田の変更をしないことの申合わせをしたことが、耕作権の優位をたもたせた素因であるとしているが、ここで作田の変更をしない申合わせをした理由として、鷹栖村の地理的な、大村であるということがあげられている。たしかに、鷹栖村のような大村で、田地割替によつて、遠距離の田地が割当てられた場合、耕作が不便で、生産力の低下がまぬがれないことは間違ひなからう。しかし、作田の変更に応じないということのためには、単に大村のゆえに遠距離になる不便という理由の他に、今一つ、おそらくそれ以上に決定的な理由として、次のことが考えられる。それは、鷹栖村の土地制度のもう一つの特徴点としての散居制ということである。鷹栖村では、開村以来、耕地は各自農家の周囲にあり、農家は陰樹におおわれ、「日露戦争以前には、細い用水路の両岸に樹木や萱が繁り、家が二軒と見通せず、森の中に田があるという景観」であつたという(「村史」185頁)。このように、開村以来、耕地は各農家の周囲に位置している散居制であつたがゆえに、田地割替により家から遠距離の作田を割当てられることが、各農家にとつて、はなはだしく不便・不利であつたのだ。そのことが、大村ゆえの遠距離の作田の割当てということと重なつて、田地割替にたいして、それを肝煎の持高帳における法的、形式的な変更にとどめ、実質的には耕地を変更しないことを申合わせた理由であつたと考えられる。

(註) ところで、この散居制の起原については、その理由として二つの主張がなされている。一つは、それを加賀藩の政策に求めるものであり、牧野信之助「武家時代社会の研究」、農政調査会「富山県礪波地方における慣行小作権の構成と農地改革」、「鷹栖村史」はこの立場をとつており、いま一つは、礪波の扇状地帯という地理的条件に求めるものであり、大阪市大文学部の「礪波散村の研究」はこの立場をとつている。もちろん、いずれの立場をとる場合も、他の理由を全く無視するものではなく、いわば、二つの理由のうち、いずれを重視するかということである。その点、農政調査会の調査の次の主張は、そのことをよく示している。「散居制が、小起伏の地形や、水の制約がないという自然的な条件が前提であるにもせよ、基本的には、加賀藩の政策として藩政の初期から一貫して強制実現されてきたものであるといひうるであろう。」(18頁)

本稿は、この点を検討するのが直接の目的ではないから、深くは立入らないが、もし、加賀藩の強力な政策があつたとしても、それを受け入れる自然的条件(扇状地による小起伏や、水の制約のないこと)のないところでは、政策が実現されえないのであるから、自然的条件をより重視

する「磯波散村の研究」にある村村教授の主張を支持したい。

#### ②小作地担保による融資の発生

「村史」によれば、明治2, 3年の兩年、連続して凶作で、農民は大変困窮した。そこで、時の肝煎、多田茂三郎は、小作地を担保として、地主より小作人に融資をさせた。この事実によつて、潜在的な耕作権の優位を、事実上認めさせられることになつた（「村史」191.192頁）。

#### ③小作人による小作地売買の発生

明治5年、萩原正清が、虎杖川原を開墾して、住居をそこに移した際、それまで耕作していた田畑<sup>(注)</sup>の地表権を宝田与三松に売つた。ところが、この田畑地には、小作地もあつたので、小作地については買主は疑念をいだいたので、地主の承諾を条件として売買した。このことがまた、小作人の小作地にたいする権利を確認させることになつた事実である（「村史」193頁）。

(注) 「村史」には、宝田与三松となつているが、松村勝治郎「小作権に関する研究」36～37頁には、室永文吉となつている。

ついで明治14, 5年ごろより、小作人の経済的窮迫の深まりによつて、北海道へ移住する者がでてきたが、これらの人々は、負債整理と旅費調達のために、小作権の売買を必要としたので、それを求める小作人側と、反対する多くの地主たちが対立した。その際、小作関係の移動に乗じて、若干の地主が、既得の小作関係をも侵害せんとしたので、小作人側は協議の上、小作権設定および小作権売買の許容を地主に求めて交渉し、紛糾を重ねた上、「大地主大矢四郎兵衛氏は時代の趨勢を考察して、ついに小作人の要求を容れ、小作権の設定を承認するや、他の地主も之に異議を唱うものなくして同意するに至」(松村、前掲書36～37頁)つた。(この点、「村史」193頁、農政調査会、報告31頁、参照)。

この小作権の売買の発生において、小作人の萩原正清と大地主の大矢四郎兵衛が大きな役割を果している点は、注意すべきところである。

#### ④百分三騒動と分与米

明治10年1月、地租引下げの農民斗争が結実して、地租が $\frac{3}{100}$ から $\frac{2.5}{100}$ に引下げられると、この減租額の処分をめぐる、地主と小作との間にはげしい対立がおこつた。明治10年2月7日、出町の真寿寺で、石川県権令代理・大参事熊野九郎が、地租引下げについての講演をしようとした時、農民が蜂起襲撃したので、熊野大参事は一時生命も危険にさらされたが、あやふく虎口を逃れ、難を戸出の永安寺にさけた。この事件で主謀者らは刑をうけた。しかし、この一大騒動を契機として、地主側も地租改正の利益の一部分を小作人に分譲した。これが分与米であり、鷹南村では、合盛米1石につき、4升の割合であつた。

この分与米の小作側への獲得という事実が、また小作人の耕作権の優位を確認させる一契機となつた。

注) この百分三騒動については、「戸出資料」421～9頁にくわしい。なおこの点については「村史」192～3頁、農政調査会、報告29～30頁、参照。

#### ⑤ 分与米のその後の推移

なお、この分与米は、鷹瀬村では、明治37年に日露戦争のため、非常特別税法で、地租増徴になつたのを契機として、半減された。戦後も非常特別税法が減額にならなかつたので、明治40年に分与米は全廃された。その後、地租は軽減されたのかかわらず、分与米制度は、ついに復活しなかつた（「村史」193頁）。

この鷹瀬村における、明治37年の分与米の半減、明治40年におけるその全廃については、小作人側の反対のあつたという事実は聞かない。その点、村史の著者中明氏に再三質問してみたが、小作人側が反対したということは聞いていないとのことである。この点は、鷹瀬村の「地主—小作」関係における、一つの問題点であると思われる。筆者の解釈は後で述べるとして、この分与米減額について、鷹瀬村以外の他のところでは、どういふ動きがあつたか。その点の一つの顕著な例は、農政調査会の調査報告にてている、野村島の場合である（同報告、33～34頁参照）。

野村島では、明治37年の日露戦争の戦時増税を契機として、明治40年2月、何れも野村島村に土地を有する不在地主の岡本八平（五鹿屋村、当時86、7町所有）、田上六太郎（東山見村）、宇野直次（井波町）等が共同で、野村島村の分与米廃止を申入れた。これにたいして、小作人側は、これを拒否するとともに、更に彼等の団結を固めるために小作人88名により「農事団体」を組織した。そこで、全面的対立を憂慮した村内地主は、両者の妥協をはかる動きをおこして、ついに分与米廃止の申入れを撤回せしめている。これが、野村島村における、小作権が確立期に入つたことを示す事件であつた。鷹瀬村のごく近くの野村島村においては、分与米廃止の地主側の策動にたいして、このような激しい反対運動がおこり、しかも、反対運動は勝利をおさめているのに、すぐれた小作人の指導者萩原正清のいる鷹瀬村においては、分与米の半減、また廃止にたいして、全く反対の動きのみられなかつたのは、納得のいかない事実である。この点の検討に入るまえに、まず、鷹瀬村における、明治31年の小作争議をみておこう。

#### ⑥ 明治31年の小作争議と小作組合

明治27年、萩原正清が首導者となつて、鷹瀬村に小作組合をつくり、小作権擁護をとらえた。この小作組合の組織は、富山県下ではもちろんのこと、全国的にも最も早い組織の一つであつた。ところが、明治31年、地主の一人である樹掛愛次郎が、自己の土地の小作人30余人の小作地取

上げを通告した。

これにたいして、萩原の指導する小作組合が中心となり、農民は一致して氣勢をあげて強く対抗したので、樋掛の通告はついに沙汰やみとなり、小作側の勝利におわつた。それ以来、小作田に応じた積立金をして、団結を固くした。この争議の時点では、小作側の組織は、小作同盟会と称したが、明治40年ごろより、生産同盟会と改め、農業の改良発展を目標にすることにした。

この明治31年の争議における小作側の勝利をもつて、鷹瀬村における永小作権が確立したものと見えるわけであり、その意味では、この争議は重要であり、また小作側の指導者萩原正清の存在の意味は大きい（「村史」194頁参照）。

〔注〕 中明氏の「村史」では、この小作争議は、明治31年となつてゐるが、農政調査会の報告および『水島村史』の84頁では、明治34年となつてゐるが、本稿では明治31年説をとつておく。なお、明治31年に永小作権が「確立」したということは、その時以後、小作権をめぐるつて、地主、小作間に全く争が生じていないということではない。たとえば、大正4年に樋掛愛次郎の息子の範忠が、自作地と称して、売渡した土地の一部分の小作権をめぐるつて裁判沙汰が生じてゐる。また、昭和のはじめ、農業恐慌の時期に、農業組合が、小作権者に小作権を担保にして、貸付をし、これが法的に認められた。したがつて、この時が永小作権確立の時期であるという主張もある。（樋掛忠平氏の主張）

このように、明治31年以後にも小作権をめぐるつて、いろいろ問題がおこつてゐるが、本稿では明治31年をもつて、一応「確立」の時期であるとしておく。

このような地主の土地取上げの動きは、単に鷹瀬村においてのみ生じたものではない。明治39年には、地主の主唱による礪波商会という土地会社が石動に設立され、小作権の侵害を行つたので、鷹瀬村の農民同盟会を中心として被害町村の小作人が、反対運動をおこして、43年ついに商会を破産させてゐる（農政調査会・報告33頁、「野尻村史料」445～446頁参照）。

このように、鷹瀬村の小作権擁護斗争は、単に同村内に止まらず、この地方における斗争の急先鋒となり、西礪波の小作権の確立・拡大に大いに寄与してゐる。その後、農民同盟会は、大正9年11月、近隣各村の小作人組合を糾合して、「米穀生産者同盟会」と改称し、その範囲は、二郡にまたがる一大小作組合となり、その指導者は萩原正清であつた。

以上のような、礪波地方における小作組合の組織とその運動における、鷹瀬村農民組合の占める地位と、その指導者萩原のことを考えると、明治37年の分与米半減の時に、小作側が何んらの反対運動をしていないということが、ますます納得のいかないことである。中明氏からの聞き取りによれば、全く反対運動はみられなかつたというのが、小作人側がそれで満足してゐたのでなかつたこと

は、次の事実によつても十分に推測しうる。それは、明治40年4月30日におこなわれた、村会議員選挙の結果である。それまでは、二級の村会議員として、小作側の利益代表としてでていたのは、大体、萩原正清一人にすぎなかつたが、この選挙の結果、二級の定員4名中の4名全部が、地主側でなく、小作人の利益代表とみられる人たちが当選しているのである。この点に、小作人側の不満が表明されているとみて、間違いあるまい。

それでは、何故に明治37年の分与米半減にたいして、何んらの反対運動がみられなかつたのであろうか。以下、考えうる理由を検討しよう。

もともと鷹瀬村では、小作側の権利が強かつたが、その上に、明治31年の小作争議での小作側の勝利によつて、永小作権が確立し、小作人の地位が安定し、反当収量の増加のあつた場合は、その成果はあげて小作側の享受しうることになる。それゆえ、分与米の半減に応じたことについては、それに応じうる余力が小作側に生じていたことが考えられる。(この点は、中明氏も主張されたところである。)また、この分与米半減は、一方的に小作人のみの犠牲となるのではなく、そもそも日露戦争による特別増税が地主側にかかり、負担の分担を小作側にも求めたということであるから、その点で地主側の要求に一定の根拠があつたのである。

しかし、それにしても、すでに明治31年の大小作争議の勝利によつて、小作側の組織が伸び、また小作運動が、鷹瀬村を中心として近隣の町村にまで波及しつつあつた、まさにその時に、理由は何んであれ、小作側の既得権を剝奪する分与米減額に無抵抗に応じたというのは、一つの謎といつてよい。しかも、鷹瀬村のごく近くの野村島村において、明治40年には、分与米廃止の動きに反対する運動がおこり、それが勝利しているのであるから、なおさらそれは問題である。もちろん、鷹瀬村の分与米半減は明治37年のことであり、野村島村の反対は40年のことであるから、野村島村の反対運動による勝利に鼓舞されるということとはありえない。しかし、鷹瀬村の場合は、37年における半減の後、40年には更に全廃と追い打ちまでかけられているのであるから、いよいよ納得がいかないわけである。

そこで考えられることは、指導者萩原正清の思想上の立場と、その運動の性格が問題になつてくるし、この萩原と大地主大矢四郎兵衛の複雑な関係が問題になつてくるのであるが、この両者の関係については、節をあらためて、追求しよう。

註) 萩原正清の思想上の立場とその運動の性格については、富山県日農系の農民運動の草分けの一人で、現に富山県社会党顧問の増山直太郎氏からの聞き取りを参考にした。なお、大矢と萩原の関係については、中明氏よりの聞き取りを参考にした。

### 3項 大地主大矢四郎兵衛と小作指導者萩原正清

明治時代、とくに明治の後半の鷹瀬村を問題にすると、村の政治・経済・文化・社会の各分野において、大地主、大矢四郎兵衛の存在を無視しては何事も語れないといつてよいほどに、大矢の足跡は大きい。この大矢と密接、複雑に相重なりあり存在としてあるのは、小作人指導者、萩原正清である。この両者は、単に鷹瀬村内での社会的活動のみならず、広く磯波地方全体、また全県の規模での活躍をしているのであり、明治後期の鷹瀬村は、大地主大矢四郎兵衛と小作指導者萩原正清の両者の存在によつて、全磯波地方の先頭に立つていたといつても過言ではない。明治後期の鷹瀬村は、「大矢-萩原」時代を形成した、昂揚した時代であつたといつてよい。

以下、大矢、萩原の関係を検討しよう。

萩原正清は、中明氏の所蔵の自筆の履歴書によれば嘉永6年3月9日の生れで、大矢四郎兵衛の誕生の5年前であり、死亡したのは、昭和2年9月27日で数え年74才の時である。大矢の死亡したのは、昭和5年9月25日で、72才である。つまり、大矢と萩原は、全くの同時代人として、一人は大地主として、他は小作人指導者としてではあるが、めざましい活躍をし、ほぼ同じ頃に亡くなつていたのである。

萩原は、生涯小作人として終始し、土地所有規模は大体、2〜3反規模で、全くの零細土地所有者であつた。しかし、彼の経歴をみて、不思議に思われるのは、第1に、彼は四谷儀平に和算を学び、またはるばる金沢の竹下塾までおもむいて、漢学を勉強していることである（「村史」194頁）。第2には、「村史」をみれば、彼は明治22年5月2日の町村制実施後の第1回村会選挙以来、村会議員として連続当選し、明治22年から大正2年までの長期にわたつて、村会議員の席を占めているのである。これは、恐らく鷹瀬村村会において、議員歴のもつとも長い例である。しかも、萩原は、大正3年1月4日から大正5年3月30日までの間、村長をつとめ、その後、大正8年9月30日から大正12年3月31日までは郡会議員をやつている。この萩原の政治的活躍は、鷹瀬村においては、大矢四郎兵衛につぐものであり、この二人に比較すれば、鷹瀬村の他の誰れも、これに追随しうる活動をした者はいない。零細土地所有の、生涯を小作人としておした萩原が、このように、教育を身につけ、めざましい政治的活動をしたということは、彼の零細土地所有という点からすれば一つの謎であるといつてよい。ところがこの謎は、土地所有の点からではなく、彼の農業経営の面から、また農業以外の経営の面からみるとけるのである。すなわち萩原は、土地所規模の点からいえば、全くの零細土地所有者であるが、経営規模からいえば、けつして零細経営者ではなかつた。それを傍証するものは、すでに述べた萩原をめぐつて起つた、明治5年の小作

地売買事件である。彼は虎杖川原に2町歩の土地の開墾に成功し（「村史」194頁）、住所をそこに移すに際して、彼の旧小作地の地表権の売買の問題がおこっている。このことからして、萩原は、虎杖川原の2町歩の開墾によつて、経営規模としては決して小さくない農業経営者であつたこと、したがつて、萩原を零細土地所有の小作人であることから、直線的に貧農であると考えすることはできないのである。

また、萩原が、貧農であつたと簡単に結論づけられない、今一つの傍証は、次のことである。鷹瀬村の村会議決書の明治23年度において、営業者各自課税の一覧表の中に、「課税額、80銭、業目、桑、萩原正清」というのがある。この営業税の課税額は、その支払者41名のうち最高は1円60銭にすぎず、次に1円、80銭、60銭、40銭となつており、しかも、最高額の1円60銭支払者は1名、次の1円の支払者は8名である。したがつて、80銭という額は、全支払者41名のうちでは、決して低い方とはいえないのである。すなわち萩原は、農業経営とともに、桑の経営をやつており、その方からも相当の収入をあげていたと考えられる。この桑の経営という点では「村史」194頁の、萩原は「また養蚕家であり、一寸の余地にも桑木を植えて養蚕に努め、人にも奨励した」という叙述に対応するものであり、彼は開拓者精神の持主であつたといえる。

開拓者精神といへば、萩原が竹下塾に学んだということが、意味をもつてであり、この点においても、大矢四郎兵衛との深いかわりあいが考えられる。萩原の金沢竹下塾での勉学は、彼の自筆の履歴書によれば、明治4年1月から明治6年2月までのことであり、萩原の19才から21才までの時期である、大矢の場合は、その翌年の明治7年からであり、彼の17才の時からである。このように、二人の竹下塾での勉学の時期は相重つてはいないが、連続した時期のことであり、いずれも多感な青春の時期における勉学であり、ここでの教育から強烈な影響をうけ、かつ二人には強い同窓生意識があつたことが考えられる。竹下塾の塾主の竹下運は、実践を重んずる王陽明学を講じ、竹下自身、実践の人として、新聞をおこし、大いに時事を論じ、また桑園を経営し、養蚕を奨励したことが、中島桃太郎氏の「大矢四郎兵衛研究」の原稿によつて知ることができる。

(註) 昨年夏の鷹瀬村の調査以来、筆者は、大矢四郎兵衛の人間と事業にひかれて、大矢のことをあれこれ調べているうちに、「村史」の著者、中明宗平氏から、中島桃太郎氏のまとめられた大矢四郎兵衛研究の原稿を借りることのできたのは、大きな喜びであつた。中明氏によれば、中島桃太郎氏は、昭和10年代に、鷹瀬村小学校の先生をしていられた時、大矢四郎兵衛のことを研究されたが、その原稿が出版されることなく、中明氏のところに保存されていたものである。後にかかげる、大矢の経歴は、その大部分は、中島氏の研究に負うものであり、ここに感謝の意を表したい。

竹下塾における影響がいかに大きなものであつたかは、大矢四郎兵衛自身も、すでに早く、明治16年26才の時に出町で活版事業を創設（これが現在の中越印刷の前身である）していること、また明治18年28才の時には、改進黨の機関紙として「北辰雜誌」を刊行していること、さらにまた明治20年には養蚕をすすめ、桑苗一万本を購入し、村民に無償分与し、養鶏、養豚を奨励していることから推察される。もちろん、これを全部、竹下塾における勉学の影響に帰することは問題であるが、深い関連があつたとみてさしつかえない。いま一つ、大矢と竹下塾との深い関係を示すものは、大矢は竹下運の令息、麗三郎を幼少の頃から家に引取つて養育し、かつ医学校を卒業させ、耳鼻咽喉科の専門医として開業させていることであり、この点からも、大矢がいかに、竹下塾の学恩を深く感じていたかが推測されるのである。大矢の場合と同じく、萩原の場合の虎杖川原の開拓、養蚕家としての努力、また他の農民への養蚕の奨励といった点に、竹下塾での勉学の影響をみる事ができる。つまり、竹下塾との関係において、大地主大矢と小作指導者萩原は、ほぼ同じ時期の同窓生として、共通の同窓生意識をもつていたこと、またこの竹下塾において、共に開拓者精神を植えつけられたことが考えられる。それ以後の二人の、密接、複雑な関係を考えるとき、この竹下塾の存在は無視しえないものである。

次に、鷹瀬村の永小作権確立の推移における両者の役割を、なお立入つて追求しよう。

①すでにのべたごとく（2項）明治5年の、萩原正清をめぐる小作地売買の事件は、小作地の地表権について、小作側の優位を確認させるものとして、重要な事件であるが、こうした小作人側の小作地売買行為にたいして、地主側は一般に反対の態度をとつた。ところが大矢は、この点において小作側の主張を認める立場をとつていたのであり、鷹瀬村を代表する大地主、大矢のこの立場が永小作権確立の推移において、大きな役割を果たしているのである。

②明治31年の樋掛愛次郎による小作地引上げに端を発する一大小作争議と、萩原を指導者とする小作側の勝利は、鷹瀬村における永小作権確立の記念すべきものであつた。この小作争議を契機として、鷹瀬村の小作人組織、小作同盟会を中心として、小作人組織が近隣町村に延び、小作運動の昂揚期を迎えることは、すでに述べた。ところが、この明治31年の地主、樋掛愛次郎と小作側の斗争において、他の地主たちはいかなる態度をとつたか。「村史」では、「小作組合は政治的に活動し、選挙にも地主層と争つた。その勢力はあなどり難いものがあり、地主層の人も村会議員に出るために組合に加入した人もあつたほどである」（194頁）とでている。この「村史」の叙述から読みとれるごとく、明治31年の争議、またそれ以後の地主、小作の対立関係においては、小作側は一致して一部の地主に対抗、抗争しているのにたいして、地主側は一致して小作にあたつていないということである。これには、鷹瀬村の場合地主、小作関係が明確に両者が区別されている

のではなく、大地主をのぞく、多くの農民は地主兼自作兼小作の三者の性格が相重なりあつた場合が多く、単純に地主側か、小作側の一方の立場をとりえなかつたという事情がある。それに中明氏からの聞取りによれば、明治31年の争議には、大地主、大矢は、地主側ではなく、小作側の立場を支持していたという。つまりこの争議においても、大矢と萩原は反対側にあつて対立していたのではなかつた。この争議においての立役者はもちろん、小作指導者萩原であるが、この萩原の立場を支持していた、あるいは少くとも是認していたのが大地主大矢であつたといえる。大地主である大矢がこのような立場なり行為にでた理由は説明のつきにくいことであるが、大矢がいかに地主的な考え方から抜けでていたかを示すのは「村史」の次の叙述である。

「ある年に高持達の間に分与米を廃止する話がかもちり会合したが、翁は私は行かない、行けば話をこわすことになるからといつて、会合も話がついたところにひよつこり大矢翁が頭を出して『どんな話にあいになりましたか』ときいた。席にいる人達は本年から分与米を廃止することに決つたと告げた。大矢翁は『それはまたどうしたわけですか』と問うと、『それは小作人等はケツト(毛布)を着るやら、木綿鼻緒の下駄をはくやらぜいたくさんまいの生活をしているから、分与米を与える必要はない』と答えた。翁は『これまた何としたことです。小作人が毛布を着、木綿鼻緒の下駄をはくまで生活が向上したことは喜ぶべきことで、もしも小作人等が生活苦を訴えたならやはり高持の迷惑である。今まで通り与えましよう』といつたので一たん決つたのもたちまち流れてしまつた。されば村人恭敬してやまず、翁のためなら身命もかぎりみないという人が多く、衆議院議員に当選した時のごときは、村人達は『大矢様日本一』とはやしたてて踊り狂つた。」(204頁)

このような鷹嶺村の英雄、あるいは村の“神様”である大矢を裏から支えていた力の一つは、小作人指導者で小作人たちを掌握していた萩原正清であつた。これも中明氏からの聞取りによるのであるが、大矢が県会、国会の選挙にうつてでた時の選挙参謀の役割を果たしていたのが萩原であつた。この点、樋掛忠平氏によれば、萩原は、単に大矢の選挙参謀であつたにとどまらず、常時秘書のような役割をしていたとのことである。こう考えてくると、大矢は大地主であり、萩原は小作人でありながら、両者は同時代人、同年輩の間柄として、また何よりも若き日に学んだ竹下塾の同窓生として、密接な関係にあつた。

二人の関係において、それ以後の鷹嶺村の地主、小作関係および村の政治に決定的ともいふべき二つの事件が起る。

その一つは、明治37年における分与米半減、40年における分与米全廃事件であり、他は、大正3年における村長後継事件である。

明治37年の分与米半減事件については、すでにふれたが、いま一度、大矢・萩原の関係において取上げよう。

この事件において、小作側が反対していないということは、第1に、上述のごとく、明治31年の小作争議で、小作側が勝利をおさめ、この勝利を契機として、村内の小作側の組織がのび、またこの鷹瀬村の小作組織が拠点となつて近隣町村に小作組織、運動の進展をみている、小作運動の昂揚期においてこの事件がおこつていること、第2に、鷹瀬村では反対運動がおこつていないが、近隣の野村島村では、明治40年のことであるが、不在地主による分与米廃止の通告に反対して、結局小作側の勝利におわつていること、を考えると一つの謎であるといつてよい。そこで考えられることの一つは、すでにふれたごとく、明治31年の永小作権の確立によつて、小作人の優位が確立され、小作側において分与米半減に耐じうる経済的余力ができていたことである。しかし、その点を考慮してもなお、小作側が既得権の剝奪に、何んらの抵抗をしなかつたというのは、依然として疑問である。そこで、次に考えられるのは、この明治37年には、分与米全廃ではなく、半減ということであり、この点に、地主側にかかつてきた戦時増税を、小作にも分担させたのであり、両者の間で妥協がはかられたのではないか、ということである。それは十分考えることであるが、しかしそれならば、ついで明治40年において、すでに戦争がおわつてしまつた時点で、分与米全廃という退拔ちに、何んら抵抗をしめていない、というのは依然としてこの疑問である。

そこで浮びあがってくるのは、大矢と萩原のこの事件における立場と役割である。

大矢の分与米にたいする態度は、「村史」204頁からの引用でもわかるごとく、本来、分与米の廃止には反対であつた。ところが、大矢は、明治36年3月に第4回目の衆議院議員に当選し、それが、9月の開院式における河野広中議長のおわゆる奉答文事件で国会は解散され、この時をもつて大矢の政界活動はおわり、この年に、北海道岩内郡小沢村に40万坪を借受け、開拓事業に従事するのである。とすれば、37年以前の時点で、一部の地主層によつて画策された分与米廃止の動きが、大矢の反対にあつてつぶされたが、36年の大矢の北海道移住の後を狙つて、この37年に分与米半減をやりとげたのではないか、ということが考えられる。この考え方は、たしかに筋のおつたものであり、それも大きな理由の一つであつたであらう。しかし、そのみが唯一の理由であつたとは考えられない。

もし、36年の大矢の北海道移住の後を狙つての、分与米半減の強行であるとすれば、それについて、小作側から何んらの反対運動もおこつていないのは、疑問である。

そこで注意しなければならないのは、大矢の北海道移住、開拓事業従事は、たしかに明治36年の出来事にちがいないが、大矢の場合は、他の貧農たちの北海道移住とは異つて、北海道に行き

つてしまつて、郷里の鷹瀬村と縁が切れてしまうというのは、類を異にしていたことである。中明氏からの聞取りによつても、大矢はたびたび鷹瀬村に帰つてきており、この36年以後にも、村の重要事件に大きな役割をはたしているのである。その顕著な例は、明治41年の鷹瀬村への瀕波中学誘置決定であり、また大正2年の後任村長推薦事件である。したがつて、明治36年に大矢が北海道に移住したからといつて、37年の分与米半減事件に大矢が全く関係なかつたとは考えられない。そこで、この37年の事件のときに、たまたま大矢が北海道から帰省していたかどうかは別として（恐らく帰つていなかつたであろうが）、この問題について大矢がいかなる立場をとるかということが、重要であると思われる。もともと、大矢は、小作人の不利になる分与米廃止には反対の立場をとつていたが、明治37年の日露戦争という国家の非常事態において、戦時増税とのかかわりあいにおいて、分与米廃止が問題になるとき、依然として、それに反対するかどうかは、はなはだ疑問である。というのは、大矢は国会議員として、すでに明治34年1月2日、山県内閣によつて提出された専断のための増税案にたいして積極的賛成の態度を表明しているのである。

註) この増税案にたいして、当時の県選出の野党（進歩党）の代議士のうち、大矢とは逆に、極力反対し、国会で時の大蔵大臣とわたり合ひのは、富山市から選出されていた金岡又左エ門であつた。この増税案にたいする意見の相違から、金岡又左エ門と内山松世の両代議士は進歩党から脱党している。（2年後に復帰）（『富山県政史』第4巻、参照）なお、筆者の考えによれば、明治後期以来、大正時代をつうじての、富山県産業界の立役者は、この金岡又左エ門であり、彼は新産業としての電力事業の基礎をきずき、この電力事業をおこすことによつて、明治末期、大正時代をつうじて、県産業界における“金岡時代”をつくるのである。大矢は、中越鉄道にすべてをかけて失敗し、彼の政治・経済・社会的活動は、ほぼ明治30年代でおわるのであるが、大矢と同時代人である金岡の社会的活動は、明治末期、大正時代をつうじて、一路上昇の過程をたどつている。悲劇の人物としての大矢と、富山県産業界の覇者となる金岡の二人は、明治34年の増税案にたいして全く対照的な態度をとつているのである。この点に、その後の両者の運命の相違が露骨的に浮彫されているように思われる。

34年の増税案にたいする態度からも知られるように、大矢は緊迫した国際情勢のもとにあつては、国難に処するためには、それまでの一切の国内の階級対立をこえ、一身の犠牲をかえりみず、民族、国家のためにつくさねばならないとするナショナルリストであつた。大矢は、ひとたび、民族、国家のことが問題になる限り、自己の地主、事業家としての利害や計理の観念も後景にしりぞいてしまふといつたタイプのロマンチストであつた。したがつて、平時にあつては、小作側に同調する態度をとることがあつたとしても、ひとたび国難に直面すれば、地主も小作も相共に一身の犠牲を

かえりみず、国難に処すべきであるというのが、大矢の主張であり、立場であつたと考えられる。それ故に、37年の戦時増税を理由としての分与米減額については、大矢はけつして反対しなかつたであろう。この大矢の考え方が、36年の大矢の北海道移住にも、鷹瀬村に生きていたとみてさしつかえない。

一方、萩原の方はどうか。萩原の思想的立場と、その運動の性格は、増山氏からの聞取りからも知られるごとく、本采、協調主義的なものであり、つねに皇室中心主義を強調し、自作農主義と反社会主義を方針としていたから、日露戦争を契機としての戦時増税を、小作側においても一部分負担するということには、原則として反対しなかつたであろう。こうして、明治37年の鷹瀬村の分与米半減事件においては、大地主、大矢と小作指導者、萩原は、地主と小作と立場は異つていたが、同じく民族主義者、皇室中心主義者、協調主義者として、共通の場に立つていたと考えられる。こうして、分与米減額問題については、全廃ということではなく、半減という妥協の上に、何んらの反対なく受け入れられたとみられるのである。

(注) 以上、37年の分与米半減事件は一応、納得がいくとしても、依然として問題なのは、明治40年の分与米全廃事件である。「村史」によれば、「戦後になつても(地租が)減額にならなかつたので、明治40年には(分与米は)全廃された。」(193頁)となつている。明治40年には、すでに戦争はおわつており、37年より以上の増税はなかつたのであるから、分与米半減を維持するのはわかるとしても、地主側からの追打として、全廃され、それに小作側が反対していないというのは、問題である。この点については、納得のいく答は見出しがたいのではあるが、次の点は考慮さるべきであろう、小作側としては、すでに37年の分与米半減ということで、第一段において譲歩してしまつてゐるから、40年に全廃という追打をかけられても、有効なる対運動を組織しにくかつたのではないか。しかし、何よりも、根本的には、永小作権確立によつて、小作側の経済的余力が生じており、分与米全廃に応じえたことであろう。小作側としては、こと小作権の取上げという死活問題になれば、すべてをかけても抵抗するが、分与米の削減という点では、永小作権が確立しているという基盤の上では、それほど切実な問題ではなかつたということかもしれない。

次に、大矢、萩原の関係における最後の事件である、大正2年の村長後任問題をみよう。その点についての、「村史」の叙述は次のごとくである。

「(島田寿吉郎村長は)大正2年には小学校の新築を断行する等、いくつかの功績を残した。島田村長の陰には、今井助役の補佐の力を忘れてはならない。島田村長は、小学校新築落成を機会に

勇退した。次期の村長の候補に瘡師孫太郎、今井信平の二人あり、村会はいづれを選ぶかに決しかねた。両人は同年輩であるが、従来の経歴では瘡師氏が兄分であり、力量手腕からいつて今井氏に期待するものがあつた。折しも北海道から大矢四郎兵衛が帰省していたので、村会は大矢氏に指名を一任した。大矢氏は第三者萩原正清を推せんしたので、両者のいずれかを指名するものと思つていた村会は意外に思つたが、萩原正清が就任した」

以上の「村史」の興味ぶかい叙述にもみられるごとく、大正2年における、小作人、萩原正清を推せんした、後任村長事件は、村の政治にとつては、全く驚くべき事件であつたと言つてよい。このことからして、大地主、大矢と小作指導者、萩原の関係が、いかに密接、複雑また微妙であつたかがうかがわれるのである。このように、明治時代をつうじて、「大矢—萩原」の二人は村の地主小作関係、また、政治・経済・社会関係において、大きな役割を果たしてきたのであり、まさに、明治時代の鷹瀬村は、地主の大矢と小作の萩原の「大矢—萩原」時代であつたといつて差支えない。この「大矢—萩原」時代として鷹瀬村は、明治時代において、全礪波の先頭に立つていたといつるのである。

大矢の鷹瀬村にのこした足跡は、この村長後任事件をもつて終りをつける。彼には、なお残された20年間の余生はあつたが、鷹瀬村との関係においては、伝説の人として生きることになるのである。

一方、萩原の方は、それ以後も目ざましい社会的活躍はなおつづく。その点の一端は、すでにふれたが、萩原に指導される小作権擁護運動は、鷹瀬村にのみとどまらず、近隣町村にひろがり、両礪波郡の小作権の確立・拡大に大いに貢献している。大正9年11月には、近隣町村の小作人組合を糾合して「米穀生産者同盟会」と改称し、その範囲は二郡にまたがる大組織となり、活潑な活動をつづけた。その間に、萩原は大正5年3月30日に村長を辞任し、大正8年9月30日からは、郡会議員として活躍し、郡会廃止の大正12年3月31日までその地位を占めている。

なお、萩原のその後の活躍は次のとおりである。

大正12年、神戸キリスト教青年会館における日本農民組合創立大会に、オブザーバーとして、萩原正清と他1名が富山県米穀生産者同盟会から出席している。昭和1、2年ごろに萩原は、富山県農業団体連合会を組織し、その会長になつている。この連合会は、平野力三等の日本農民党に連絡をつけ、中央の本部から専従者としてオルグが1名富山に来て、日本農民党の看板をかかげて活動していた。当時は、農民団体として最大の組織であり、昭和2、3年ごろの最盛期には、1万人以上の会員をもつていた。この富山県農業団体連合会（略称「農団」）は演説会には、演壇の背後に日昇旗をかかげ、まず皇室中心主義であることを前置きし、自作農主義と反社会主義であること

を強調したといわれる。この農団の組織の結成と、会長就任が、彼の農民運動指導者としての活動の最後となる。彼の死亡は、昭和2年9月27日、74才の時であつたので、萩原はその死亡の時まで農民運動家としての活動をつづけたわけである。その点で大矢とは対照的であつた。

萩原の後継者の2代目会長は、宮崎喜知蔵であつた。宮崎は、黒部の石田の人であり、特進将校になつた、退役陸軍大尉。この「農団」を萩原亡き後、実際に牛耳つていたのは、番頭格の河原治作であつた。河原は、城端町西新田の人で、明治40年ごろ、社会主義的論調で町政批判をした「中越評論」を城端町で発行している。これは、青年間の人気を博していたが10号をまたずに廃刊した（「城端町史」1062頁、参照）。

注) なお、この「農団」とは別個に、全国農民組合に所属する富山県連合会が、昭和2～9年ごろ活躍。組織人数は最盛期でも、1,200～1,300人。増山、矢後、松井、杉沢博吉（石動の人で中心人物）等が中心で、組織人員は少なかつたが、活動では、「農団」に劣らなかつたという（増山氏よりの聞き取りによる。）。

#### 大 矢 四 郎 兵 衛 の 経 歴

安政 4年12月19日 (1858)	父大矢四郎兵衛の2男として誕生。幼名愛一郎、兄嘉一郎 4才
慶応 2年 1月18日 (1867) 10才	父死亡。この頃より、隣村水島村の加茂庄左エ門の寺子屋に学ぶ 同学の友 四谷巖平
明治 4年 2月 (1871) 14才	兄喜一郎死亡
明治 7年 3月 (1874) 17才	金沢竹下塾に入門、同行原田憲実（正安系）中西甚太郎、川辺純三 竹下運、王陽明学を講ず、治国平天下を説き、一面新聞をおこし、 時事を論ず、桑園を経営し養蚕を奨励
明治10年 (1877) 20才	高瀬村三清の若杉覚太郎の長女ちせと結婚、若杉家代々代官をつと めた郷家、ちせ13才
明治13年 2月 (1880) 23才	母死亡、忠僕長田清吉18才から大正9年死亡までつとめる。
同 年	礪波郡困穀金所有区域会議員に当選（困穀金二義倉金） 明治20年4月再選 23年礪波村義倉会規定を設置、義倉会総代 人に当選、当選5回、勤続19
明治15年 (1882) 25才	北立社（稻垣示）、北辰社（島田孝之）、射水郡の相益社、高岡の 越中義塾（大木曾十右エ門）等の有志と越中改進黨を組織、越中改

<p>明治16年 5月 (1883) 26才 同 6月</p>	<p>進党分裂、島田孝之らと共に多数の同志をひきいて中央の改進黨に加盟 野村島より石動町に至る宮川通船会社設立 礪波郡連合町村会議員に当選、五郎丸村の岡本八平氏と選挙で対立 この年5ヶ村(鷹瀬、苗加、五郎丸、鹿島、不動島村)の戸長に任命されたが辞退、小野有次氏にゆづつた。 出町に活版事業創設(中越印刷社の前身)</p>
<p>明治15. 16年ごろ</p>	<p>村内金融機関として、資本金5,000円の分通社を創設(鷹瀬銀行の前身)銀行条例公布施行とともに解散、加入者大矢四郎兵エ、大谷三郎、渡辺栄次郎、四谷与平、吉田七次郎、多田茂三郎、中西甚太郎、中谷壮平、瘡師嘉作、島田円七</p>
<p>明治17年 (1884) 27才</p>	<p>礪波郡連合町村会議員に再選 大橋十右エ門、島田孝之、能州の勝山修蔵、駆野喜太郎、加州の猪俣節太郎、平出雄らと、立憲改進黨懇談会を高岡市に開催</p>
<p>明治18年 2月 (1885) 28才</p>	<p>富山県独立後、最初の県会議員に当選(補選)~明治21年2月まで。1郡同志2011名と連署して、地租軽減の請願書を大蔵大臣三条実美に提出(17年秋より米価暴落) 庄川通運、下梨村水上善三郎と懇談し、鉢嶺仁平、島田順平、小西武平、藤井長太郎、小幡直次、小野有次らと発起人になり、庄川通運創設社長水上善三郎、専務理事大矢 第1期工事、下梨村より青島金屋口までの障碍岩石取除計画激流のため舟楫困難、計画杜絶</p>
<p>明治18年 9月 明治20年 (1887) 30才</p>	<p>改進黨の機関紙、北辰雑誌を刊行 副業奨励、養蚕をすすめ、桑苗一万株購入、村民に無償分与 養鶏、養豚を奨励</p>
<p>明治18~20年ごろ 20年ごろ</p>	<p>道路改修を主張、地方産業開発を企画 出町一津沢一北蟹谷(末友)間、青島一鷹瀬一石動間の道路改修 鷹瀬村、改良米調製所を道場として剣道、柔道の指南を招いて青年の尙武の気分を鼓吹</p>

明治21年 3月 (1888) 31才	県会議員、半数改選、抽せんにより失格。再選～25年6月まで
同 5月	礪波米改良組合を組織、組合長となる。米質改良、伏木港より深川大阪へ回漕し、好評
明治24年 (1891) 34才	11月20日、臨時県会(同年7月大洪水のため、土木事業の追加予算審議) 12月15日、伏木港取調案、賛成
明治21年 5月 2日	村会議員～25年4月29日まで
明治25年 4月30日	再選～31年4月29日まで
" " 7月14日	県会補選 上埜安太郎と競争して落選
明治26年 (1893) 36才	島田孝之、吉田茂勝とはかり、礪波と高岡を連絡する鉄道敷設を企画、一市、三郡の有志賛意、9月出町で協議会開催 発起人32名を挙げて出願。
「出町史」には桜井宗一も入っている	吉田茂勝、原田金之祐、藤井能三、志摩長平、堀二作、高広次平、小幡直次、島田孝之、大谷彦次郎、大谷次郎作、春日嘉一郎、山田正景、野村辰太郎、岡部長左エ門、荒木文平、松村和一郎、河合八十八、矢後孫二、菊野久太郎、佐々木権次郎、西能源四郎、岩倉与吉郎、安念次左エ門、大井長平、大矢四郎兵衛、松島与信、桂井他八郎、藤井長太郎、長谷川孫三、田上六太郎、正村義太郎、中村林造
明治27年 1月 (1894) 37才	富山日報 社長就任(改進黨系)
4月	中越鉄道発起人会議の結果、創立委員として島田孝之、吉田茂勝、正村義太郎、大矢四郎兵衛、藤井能三、堀二作、小幡直次の7名を選定(7月11日高広次平氏を委員に追加)
6月30日	鷹畑村村長に就任～30年3月13日まで 岡本八平、安念次左エ門らと共に、出町に中越銀行を設立、当時資本金20万円 昭和10年代550万円
明治28年 1月 (1895) 38才	県議改選 当選～29年6月まで
2月	県会議長～29年6月30日 県知事徳久恒範が、河川の災害復旧に冷淡。その費用を産業、教育に向ければよいと県会にも代理官のみで出席せず、県会と正面衝突

		突、県会解散。改選したのが今期の県会議員、大矢議長上京、内務大臣野村靖に会い、知事更迭と治水費国庫補助、三大河川国庫支弁を要請。
		知事まもなく更迭（29年4月1日香川県へ）
明治28年10月		自費にて関西地方の鉄道視察
	11月	中越鉄道仮免許状、ついで本免許状
明治29年	4月25日	創立総会を出町に開催、島田孝之会長、取締役は大矢、島田、矢後
(1826)	39才	孫二、佐々木権次郎、菅野伝右エ門、志摩長平、正村平太郎の7氏
		監査役に安田善四郎、正村義太郎の2氏選挙。
	4月30日	取締役の互選で大矢氏、社長に当選
	6月	起工式を高岡市博労町で挙げて着工。
(高岡紡績も)	7月	大洪水、施工大困難に遭遇
		庄川流水を利賀村栃原峠から井波瑞泉寺後杉谷へ引水落下せしめ、発電工事を起し、一方その水を利用して合口用水となし、東西礪波と射水の三郡の農民へ、また井波町附近の荒蕪地を開墾沃土にする計画をたて、工学士水木常信氏をして測量立案に当らせたが、実現せず。
明治30年	9月	村内有志とはかり、資本金一万円の合資会社應酬銀行を設立。大正
(1897)	40才	9年に55万円に増資、昭和6年7月金沢銀行へ合併
		5月4日黒田一福野間10哩55、8月18日福野一福光間30哩
		26、10月31日福光一城端間30哩12、開通
明治31月		1月2日高岡一黒田間10哩28、開通
(1898)	41才	衆議院議員に当選
		再度当選
明治32年		5月25日富山日報取締役役に任ず、35年7月15日辞職
(1899)	42才	
明治33年		高岡一伏木40哩53 開通
(1900)	43才	中越鉄道KKの株価暴落(当初1株50円が、16円に暴落)払込延滞者続出、資金不足、大矢氏私財をなげつつ、一切関係をたつ。
		北海道岩内郡小沢村の未開地を借受

明治34年 (1901)	44才	政府提出の増税案に、憲政本党内賛否両論 大矢、増税案に賛成、金岡又左エ門反対
明治35年 (1902)	45才 8月	5月13日夫人死亡 第7回総選挙、大選挙区制、単記無記名、当選 桂内閣、東亜の風雲急、国防計画、10年継続事業として特別地 租増徴の5年間の年限を廃止して、永久税に替える予算案提出、 議会反対、解散。
明治36年 (1903)	46才	3月1日衆議院議員に当選 9月議会開院式で河野議長の奉答文事件で解散、その後立候補せ ず。
明治36年	3月 4月30日	岩内郡小沢村に40万坪を借受け、開拓経営に従事 鷹瀬村、村会議員に当選
明治40年 (1907)	50才	礪波郡に中学校創設の計画があると、川上知事に面接、陳情
明治41年 (1908)	51才	中学設置、鷹瀬村に決定。村民と決議の上、義倉金3,000円を 設立資金として寄附。残金は軍人分会に奨励金として賜り、義倉 会は自然消滅
明治45年 (1912)	55才	加越能鉄道KKの発起にあたり顧問に推される。
大正2年 (1913)	56才	鷹瀬村村長の後任につき萩原正清を推せん。萩原氏村長になる。
昭和5年 (1930)	72才	9月25日死亡
昭和6年		4月17日鷹瀬村において、追悼会施行